

平成25年度
建築行政共用データベースシステム連絡協議会
第1回 企画改善部会

1 日 時 平成25年9月20日（金）13:30～16:30

2 場 所 建築行政情報センター第1会議室

3 議 事

- (1) 部会員紹介及び部会長選任
- (2) 前回（昨年度）議事録の確認
- (3) 検討課題とスケジュール
- (4) 具体的な検討事項について
 - ①台帳・帳簿登録閲覧システム関連
 - ②通知・報告配信システム関連
- (5) その他

4 配付資料

【資料1】部会員名簿

【資料2】平成24年度第2回企画改善部会議事録

【資料3】部会・WG開催スケジュール

【資料4】台帳システムに対する要望と対応状況

【資料4-1】検査率算定機能による出力項目一覧

【資料5】通知・報告配信システムの課題と対応策

【資料5-1】台帳システムへのEXCEL取込概念図

【資料5-2】確認申請プログラム（新・申プロ）の特別提供について

【参考資料1】通知・報告のオンライン化に関する留意事項（案）

【参考資料2】平成25年度通知・報告配信システム実態調査報告書

【参考資料3】建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会員名簿

平成25年9月

団体名	担当	氏名	所 属	電話番号	E-mail
1 大阪府	基準法システムWG	大西 陽一	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課 指導調整グループ 課長補佐	06-6210-9721	OnishiYo@inbox.pref.osaka.lg.jp
2 茨城県	〃	木村 忠夫	土木部都市局建築指導課課長補佐	029-301-4727	t-kimura@pref.ibaraki.lg.jp
3 神奈川県	〃	小川 祥子	県土整備局建築住宅部建築指導課 建築指導グループ	045-210-1111 (内線 6246)	kensi.kenchiku@pref.kanagawa.jp
4 さいたま市	〃	大江慎一郎	建設局建築部建築行政課建築行政係	048-829-1533	kenchiku-gyosei@city.saitama.lg.jp
5 日本ERI (株)	〃	内田 広也	確認企画部 部長	03-5775-2403	k_uhida@j-eri.jp
6 ビューローペリタスジャパン (株)	〃	堀口 智可	建築認証事業本部ソリューションズマネジメント部 デピュティマネージャー	045-664-3831	tomoka.horiguchi@jp.bureauveritas.com

国土交通省	武井佐代里	住宅局建築指導課 企画専門官	03-5253-8513	takei-s2tr@mlit.go.jp
	中道 潤	住宅局建築指導課 係長	03-5253-8513	nakamichi-j2ub@mlit.go.jp
	戸谷 大介	住宅局建築指導課 係長	03-5253-8513	totani-d25q@mlit.go.jp
	畑中 浩二	住宅局建築指導課	03-5253-8513	hatanaka-k8310@mlit.go.jp

(一財) 建築行政情報センター	坂田 英督	システム部長	e-sakata@icba.or.jp
	久保 博史	企画課長	kubo@icba.or.jp
	荘野陽太郎	企画課長代理	shouno@icba.or.jp

■ メールアドレス：基準法システムWG db-ki.junhou@ml. icba. or. jp

第 2 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会 議事録 (案)

日 時 平成 25 年 3 月 21 日 (木) 13:30～16:45
場 所 I C B A 4 F 会議室

資 料

- 【資料 1】 平成 24 年度第 1 回企画改善部会議事録
- 【資料 2】 企画改善部会検討結果報告
 - 台帳・帳簿登録閲覧システム関係
 - 通知・報告配信システム関係
 - 来年度のスケジュール
- 【資料 2-1】 確認審査報告における書類の一括投函の課題について
- 【資料 3】 I C B A からの報告事項
 - 台帳・帳簿登録閲覧システム 主な改修項目
 - 利用料について
- 【資料 4】 当面のスケジュール

出席者 (敬称略、カッコ内は代理出席者)

茨城県：小沼 紀男
さいたま市：大江禎一郎
神奈川県：潮田智恵子
大阪府：大西 陽一
日本 ERI(株)：此川 和夫
ビューローベリタスジャパン(株)：堀口 智可
国土交通省：畑中 浩二
事務局 坂田、荘野、久保

議 事

1. 議事録の確認 (資料 1)

◇指摘事項等、特になし

2. 総会報告事項について (資料 2)

(1) 台帳・帳簿登録閲覧システム関係

◇改善要望項目のリストを、現在改修中及び改修済みの要望項目も合わせて確認し、意見交換した。

【主な質疑・意見】

- ・バグが相当数残されているにもかかわらず、要望を優先して対応するように見えるがその理由は。
→バグはゼロになるまで改修を継続していくが、バグの中には、緊急性を要しないと判断されるものがある。その一方で、早急に対応すべきと判断される要望がある。企画改善部会では要望事項の優先順位を検討いただいているが、実際の改修着手の優先順位はこれらを総合的に判断している。(事務局)

(2) 通知・報告配信システム関係

◇実証実験の経過報告の内容を確認し、意見交換した。

【主な質疑・意見】

①郵送本位型について

- ・一括投函を最低週2回行う必要がある理由として、確認済証交付後に申請者が取りに来るまでの猶予期間に一定日数を置く必要があるため、週1回では7日以内の報告期限を守れないことが挙げられている。一定日数を過ぎても申請者が取りに来なかった場合はどのように対応しているのか。
→申請者に手渡す前でも特定行政庁に報告されていると思われる。その後申請者が取りに来た際に記載事項の訂正が発生した場合は、一旦送付した書類の差し替えが発生する。
- ・指定確認検査機関は審査期限の定めがなく契約で決まるので、申請者に手渡した日を交付日として扱えば、一括投函でも報告期限を守れるのではないか。
→指定確認検査機関としては、顧客への対応上、交付を早くしたいということがある。(一括投函を目的として) 交付日を繰り下げるのは難しい。
→特定行政庁としては、着工されてしまうと申請内容に問題があった場合の対応が難しくなるため、早く到着してもらいたい(確認済証番号を電話連絡等で確認し、窓口で確認済証を受け取る前に着工している例も考えられるため)。
- ・紙の報告書送付においても、「不備訂正」や「差し替え」が交付後7日目以降に発生している実態を踏まえれば、データ送信する部分を先に送ることによって報告書送付が7日以内に完了したこととして扱えないか。その後データ送信対象外である書類送付をすべて「不備訂正」として扱っていくという考え方。
→特定行政庁、指定確認検査機関として了解が得られるものではない。
- ・郵送本位型のメリットとして想定した一括投函は、実務担当としてはメリットを感じないのではないか。交付したものはどんどん送って片付けたいというのが現場の実情であると思われる。同じ特定行政庁に毎度大量の物件を送っているような指定確認検査機関ではメリットがあるかもしれない。

②データ本位型について

- ・さいたま市では、法令上の提出方法がオンラインに限定されていない手続きについて、オンライン受付を開始する場合は告示が必要である。これを含め、現在データ本位型による実証実験開始のための手続きを進めている。
- ・実証実験では、添付図書の不要な引受通知から開始し、その後添付図書のある確認審査報告書も対象としていきたい。
- ・データ本位型で運用した場合は紙が届かなくなるが、建築計画概要書の閲覧にはどのように対応する予定か。
→電子による閲覧システムなどは整備していないため、紙に出力して従前どおり対応する予定。

③EXCEL 利用について

- ・報告に係るデータのファイルフォーマットが統一されないと、各特定行政庁の個別の要求

には対応が難しい。共用データベース本来のフォーマット（xml）と EXCEL のフォーマットの2つが存在し、さらに昨今は電子申請の話も出てきている。このような中、ファイルフォーマットはどうなっていくのか、指定確認検査機関として不安を感じている。

→EXCEL の利用は、共用データベース本来のフォーマットへの対応が進むまでの暫定的な対応という位置づけと考えている。将来的には本来のフォーマットに統一を図っていく方向（事務局）。

- ・ EXCEL ファイルの台帳システムへの登録機能について、建築計画概要書の画像データを同時に登録したり、過去物件を一括登録したりといった機能も装備されたい。

（3）来年度のスケジュール

◇来年度の企画改善部会の検討課題、体制、スケジュールについて確認した。

3. I C B Aからの報告事項（資料3）

（1）台帳・帳簿登録閲覧システム 主な改修項目

◇近日改修完了予定項目の主なものについて、事務局より操作画面のイメージ等にて説明され、意見交換した。

【主な質疑・意見】

- ・「検索について」における「概要書」ボタンでは、建築計画概要書第1面～第3面及び処分等の概要書が連続して表示されるのか。また、そのうち第1面のみ印刷のように、各ページ個別に印刷することができるか。（事務局）

→建築計画概要書の各面と、処分等の概要書が改ページの上、連続して表示され、ページを選択して印刷することも可能。建築計画概要書第三面と、その他の添付ファイルがあれば、最下段にそれらのファイルが表示され、個別に指定して開く。

- ・「データ抽出」の AND 検索・OR 検索は「ASP 型・庁内サーバ型で分けて対応することもあり得る」と説明されたが、同じシステムを導入しているのにサーバの持ち方で機能が異なるのは疑問が残る。

→ASP 型・庁内サーバ型に関わらず装備していくが、サーバへの負荷が大きい場合は、リリース後にその影響度を見て検討する場合もあるということ。実際、本番環境で稼働してみないと不明。（事務局）

- ・「自動紐付けの実施」で、完了検査同士の紐付けが可能と記載されているが、完了検査に完了検査が紐付けされるのか。資料では紐付けとデータコピーの記述が混同されているように見える。

→完了検査から完了検査へのデータコピーに対応し、紐付けも行われる。但し紐付けについては、完了検査の親データである確認申請（計画変更）に紐付けされる。（事務局）

（2）利用料について

◇現在 I C B Aにて検討中の建築士・事務所登録閲覧システムの利用料改定及び建築基準法令データベース利用の選択制の案について事務局より説明され、意見交換した。

なお、この案は近日確定して利用団体に周知された後、連絡協議会総会で I C B Aより報告予定。

【主な質疑・意見】

- ・法令データベースを選択制とすることにより、利用団体が減少することも考えられるが、その場合は法令データベースの機能拡充に影響はないのか。
→収録内容の更新は当然継続していくが、新たなコンテンツを追加したりといったことは難しいと思われる。
- ・最新の法令はインターネット等でもわかるが、この法令データベースは古い法令の検索のために役立っている。そのことが関係団体に知られていないため、利用しなくてよいと考えている団体があるのではないか。古い法令検索向けだということを効果的にアナウンスされたい。

4. 当面のスケジュール

- ◇4月26日共用DB連絡協議会総会までの当面のスケジュールについて確認した。
本日の議事内容を踏まえた企画改善部会検討結果報告書の修正案を、近日事務局より電子メールにて送付する。

以上

企画改善部会及びWG開催スケジュール（案）

第1回 企画改善部会 平成25年 9月20日（金）@ICBA
活動内容及びスケジュール確認

基準法システムWG（10月～2月 @各特庁・指定確認検査機関）

通知・報告配信システムの試行運用等に取り組む部会メンバー毎に、必要に応じて配信相手先も同席の上、部会メンバー所属団体を会場として数回開催。

第2回 企画改善部会 平成26年 3月20日（木）@ICBA※調整中
検討結果報告書案の確認

※検討結果報告書案は平成25年4月に連絡協議会理事会にて承認の上、総会で配付予定（理事会・総会とも事務局にて対応）。

<配付資料のダウンロードサイト>

企画改善部会及び各WGを含め、連絡協議会関係の配付資料は、下記サイトよりダウンロードできます。

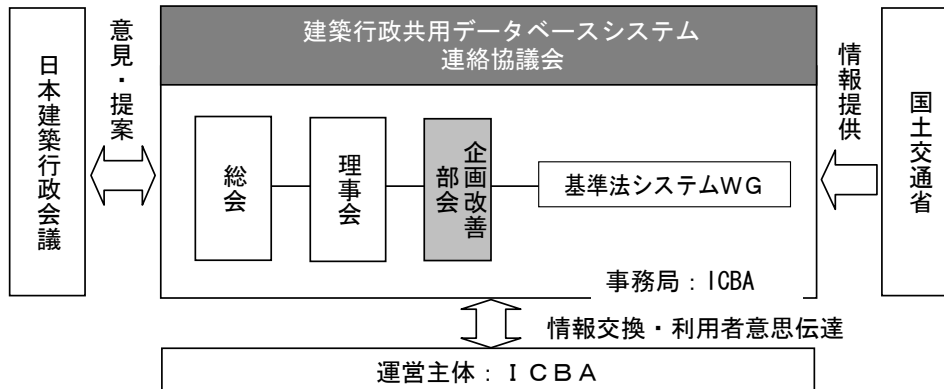
ICBAトップページ→「建築行政共用DB」→「送付文書一覧」

(参考) 連絡協議会第12回総会資料抜粋(平成25年4月26日開催)

3. 25年度のスケジュール

(1) 検討体制

「通知・報告配信システム促進に向けた意見集約」を中心に、24年度の検討事項を継続検討する。(企画改善部会2回、基準法システムWG3回程度)



(2) 企画改善部会の構成

基準法システムWGのメンバーにより部会を構成する。なお、WGは検討課題と関連の深いメンバーにより開催する。

(3) 検討課題

- ・各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理(台帳・帳簿登録閲覧システム)
- ・通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
- ・その他

台帳システムに対する要望と対応状況

表 1-1 台帳システムに関する改修要望項目の優先度及びその対応

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
1	配信データ	指定確認検査機関からの配信データで、同じデータが配信された場合は上書きをするようにして欲しい。	A	3ヵ月程度 以上	
2	許可申請、認定申請の自動採番	許可、認定の自動採番ができるようにして欲しい。	A	1ヵ月程度	
3	報告	報告物件（紙・配信共）で、決裁済のものは後から編集ができない。	A	1ヵ月程度	
4	引受通知書	・引受通知書への受付番号追加 ・確認引受通知書・計画変更引受通知書の「天空率」を、デフォルト「なし」設定	A	1～2ヵ月程度	
5	進達	進達後に受領票、消防同意を出力できるようにして欲しい。	A	0.5ヵ月程度	
6	基本統計	（帳簿）前年度受付分が計上されないのので、できるようにして欲しい。	A	1ヵ月程度	
7	報告書	報告書に入力した建築主名を、申請書の一面にも反映させて欲しい。（二面の建築主名には反映されている）。	A	1ヵ月程度	
8	データ抽出	決裁日と確認番号が一度に出力できるようにして欲しい（申請書）。	A	1ヵ月程度	
9	データ出力	市内における民間機関の確認物件で県所管分は市を経ずに県にデータが送信されており、市の台帳システムには登録されていない。	A	1ヵ月程度	
10	進達	進達データを進達後、エラーが出ると誰も修正できなくなるので、送る前にチェックして欲しい。または、やり直すことができればよい。 進達後、データ修正できなくなるため困っている。県からデータ送信要求が再度来た場合、進達データを再出力できない。	A	1ヵ月程度	
11	定期報告のデータ抽出	定期報告のデータ抽出で、中間と完了が一緒に出るようにして欲しい。	A	1ヵ月程度	
12	データ抽出	データ抽出機能の充実（消防署別・消防通知送付日別建築物概要データ出力）。	A	1ヵ月程度	
13	和暦入力	日付選択の西暦はなく和暦での表記。	A	2ヵ月程度	
14	許可・違反台帳の整理番号	許可申請と違反の台帳の整理番号が分けられないことが不便。	A	1ヵ月程度	
15	詳細画面に元確認の地名地番	計画変更で地名地番が変更された物件は、詳細画面の第1面には変更前の地名地番が表示されてしまう。	A	1ヵ月程度	
16	決定不可通知の出力	決定不可通知の出力を、法定と任意の2種類に分けて欲しい。	A	1ヵ月程度	
17	マスタ	設計図書のマスタが欲しい。	A	1ヵ月程度	
18	定期報告	定期報告書もデータ抽出対象にして欲しい。	A	1ヵ月程度	
19	デフォルト値	都市計画区域のデフォルト値を「市街化区域」にして欲しい。	A	0.5ヵ月程度	

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
20	データ抽出	確認等台帳情報に「建築主住所」「施工者名」「新築以外」についても抽出できるように。(新築以外とは、新築か新築以外としか出ないので、増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替と出力できるようにすること)。	A	1ヵ月程度	
21	新申プロ	データ取得が翌日ではなく、当日にできるように(受付番号が前後してしまう)。	A	0.5ヵ月程度	
22	入力支援	第4面、5面の用途区分が複数あるとき、2つ目の用途は選択肢から選べず、手入力するしかなくなる。(Ctrl キーで複数選択できるような改修が必要)	A	0.5ヵ月程度	
23	建築主事マスタ	決定不可と確認済の建築主事名を別々に扱えない。手入力での訂正できればよい。	A	0.5ヵ月程度	
24	通知・配信	帳簿から、引受証・報告書送信の宛先を「建築主事宛」と「土木事務所所長宛」で出せるようにして欲しい。現時点では「配信」の宛先はシステム上で決まってしまう。	A	2.5ヵ月程度	
25	定期報告	建築物台帳からは定期報告台帳への紐付けができ、またその状態を見られるが、定期報告台帳からは確認申請への紐付けも、紐付け状態の確認(確認台帳を開く)もできない。定期報告台帳側にも確認申請への紐付けと確認申請とのリンク機能を付けて欲しい。	A	2ヵ月程度	
26	指定容積率	道路幅員と用途地域とを勘案して定まる52条2項の容積率以上の容積率を入力したとき、警告を出して欲しい。	A	0.5ヵ月程度	
27	通知・配信時エラー	配信報告ができない場合の原因がすぐ分かるようにして欲しい。どの項目が未入力なのか探すのに苦勞する。例) 監理者未定の報告書において、「氏名に「未定」と入力した場合は住所にも「未定」と入力しないとエラーになる」など。	A	1.5ヵ月程度	
28	電子帳簿	電子帳簿印刷において、受付日、処分日いずれかの検索条件で出力できるようにして欲しい。 「〇年度に処分した物件の帳簿」を出力すべき機能であるにもかかわらず、検索条件における受付日と処分日の両方が必須入力であり、検索すべき期間は各々1年以内という制約がある。このため、審査が年度またぎとなった物件や、受け付けてから処分まで1年以上経過した物件は別々に出力することになり、作業が煩雑である。	A	1ヵ月程度	
29	データ抽出	データ抽出の報告書関連情報で「報告書番号」と「通知番号」が出力されないので、出力するようにして欲しい。	A	0.5ヵ月程度	
30	容積率計算	容積率が100%を超えたときは警告を出して欲しい。	A	0.2ヵ月程度	
31	手数料欄	報告時に手数料欄はグレー・アウトして欲しい(誤って入力してしまうと困る)。	B	1ヵ月程度	
32	工事完了届	その他申請 工事完了届けは、建築確認申請(用途変更)に対する手続きであるので確認・検査の区分とするべき。	B	2ヵ月程度	
33	入力支援(マスタ)	設計事務所、施工者、報告元、確認検査員氏名などをマスタとしてシステムに登録したい。	B	1~2ヵ月程度	

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
34	日付自動入力	日付入力で当日日付が自動で入力されるように。	B	1～2カ月程度	
35	一括出力	消防通知の一括出力で、昇降機のみ一括で出力することができない。	B	1カ月程度	
36	番号発番	・決定不可の通知の番号発番において一般と計画通知が分かれていない。 ・「決定不可の通知」と「検査済証を発行できない旨の通知」と「合格証を発行できない旨の通知」が全て一緒の通し番号になっている。「V7ほくと」では分かれていた	B	1カ月程度	
37	中間、完了未紐付けの検索	紐付いていないものだけを検索したい。	B	1カ月程度	
38	データ抽出	これまで行ってきた「サンプル調査」、「四半期報告」、「市政報告」が行えるための抽出設定をお願いしたい。 ※条件設定における「申請内容」の「確認等台帳情報」と「確認申請」にまたがる情報から選択する必要があるが、それができない（例えば、「建物用途別に新築、増築の床面積を集計したい」等）。	B	1～2カ月程度	
39	その他申請へのコピー機能	その他申請へ、確認申請からコピーできない。	B	1～2カ月程度	
40	許可・認定の印刷	CSV出力しかできないので、印刷できるようにして欲しい。	B	3カ月程度以上	
41	報告	中間検査データをコピーしても完了検査第三面に中間検査項目が反映されない。	B	1カ月程度	
42	確認済証	構造適判について「該当なし」と出力できないか。	B	1カ月程度	
43	処分番号・受付番号	番号を一致させると、処分番号＝受付番号になってしまう。以下ほくとの例のように略称文字を使い分けつつ同じ番号にして欲しい。 H23 確申建築〇〇市 012345 H23 確認建築〇〇市 012345 と番号のみを一緒に。	B	1～2カ月程度	
44	建ぺい率計算	建ぺい率の計算で、 $(\text{建築面積} \div \text{敷地面積}) > \text{法定建ぺい率}$ の加重平均値となったときに表示される台帳システムのエラーについて、角地10%UPなのでエラーではない場合も「エラー」となってしまうため、入力担当者が困惑するケースがある。 10%緩和、20%緩和がある場合も考慮したエラー表記とすべき。	B	1カ月程度	
45	複数選択	第4面 屋根・外壁・軒裏の選択項目を、建築設備のように(Ctl キー+Click)で複数選択可能に。	B	1カ月程度	
46	入力	許可・認定のマスタ登録機能を付けて欲しい。	B	1カ月程度	
47	工事物件紐付け	計画変更と完了検査の処分が同じ場合、計変→完了の順に登録しても、物件詳細で申請書は上から「完了→計変」の順で表示され、報告書は上から「計変→完了」の順に表示される。	B	1カ月程度	

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
48	受付番号の 二重登録	同一受付番号の二重登録ができないことについて、「原則：できない」「例外：できる」ようにならないか。特に配信システム経由のデータを誤登録した場合、番号を戻して再登録時に誤登録データの削除を忘れていると、報告台帳まで二重登録されてしまう。→二重登録時に警告出して欲しい。また、報告台帳の発番が変えられるようにして欲しい。	B	1ヵ月程度	
49	データ抽出	データ抽出で、基本統計等では、条件設定が難しいので、国等に報告するための条件（四半期毎の月別件数集計：全国共通と思われる）設定がしてあるものを用意して欲しい。	B	2ヵ月程度	
50	閲覧権限（帳簿）	支部の物件を本部では閲覧だけでき、修正はできないようにして欲しい。	B	1ヵ月程度	
51	概要書出力	確認・検査済証と処分等の概要書を同じタイミングで印刷するので、同じ画面で印刷できるように。	B	1ヵ月程度	
52	違反台帳の データ抽出 機能	違反台帳のデータ抽出機能が欲しい。	B	1ヵ月程度	
53	処分履歴一 覧印刷機能	・ほくとであった機能、「処分履歴一覧印刷機能」を台帳Sでも実装して欲しい ・確認～完了（取下げ、取止め）を一覧表示形式で一目でわかるようにして欲しい	B	2ヵ月程度	
54	定期報告	敷地の概要等、台帳から報告書に反映されない項目があるため、解消して欲しい。	B	1ヵ月程度	
55	定期報告	入力項目（建築物・設備・昇降機）を選択した際、入力できなくなる項目については、グレーアウトする等、分かりやすくして欲しい。	B	1ヵ月程度	
56	添付ファイ ル登録	付近見取図・配置図等の添付ファイル登録を、入力（受付）画面から行いたい（報告物件の場合？）。	B	1ヵ月程度	
57	第5面入力	第5面の入力作業を簡便にしたい（階数ごとに[登録]を押すのは手間。表形式での入力のようにして欲しい）。	B	3ヵ月程度	
58	報告元機関 名	全国の機関名が出てしまうので（ア・イ・ウで分けてあるが）、地方毎に必要な機関名が出ればよい。	B	1ヵ月程度	
59	自動計算	台帳システムメインメニュー→受付→報告受付（用紙）から入って、「延べ面積」の部分（別添エクセルファイル参照）の『申請部分の面積』を入力した後、『合計の面積』も手入力しなければならず、自動計算されるようにならないものではないでしょうか？ 『申請以外の部分の面積』を入れた場合も同様に自動計算されるようにならないものではないでしょうか？	B	1ヵ月程度	
60	データ出力	年月日の形式をYYYYMMDDではなく、YYYY/MM/DD形式で出力して欲しい。	B	0.5ヵ月程度	
61	施工者マス タ	一度入力したときに登録しておき、再度出すことができる機能（会社名・代表者名）が欲しい。	B	1ヵ月程度	
62	審査終了表 示	検査済証を発行できない旨の通知を発行した場合、審査終了とすること（後日、発行できるような状態となれば、再び審査中に戻るように）。	B	1ヵ月程度	
63	消防通知	消防同意・通知も帳票出力できるようにして欲しい。（EXCEL出力対応済だが一括印刷は未対応のため「未改修」の整理とした）	B	1ヵ月程度	

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
64	確認審査報告書	確認審査報告書で、建築計画概要書と、申請書の第四面、第五面のチェックはデフォルトでチェックありにならないか。チェックを忘れると当該データが届かず行政庁から指摘される。	B	0.2ヵ月程度	
65	検査督促	検査率算定・督促状機能において、検索条件に特定工程工事終了予定日及び完了検査予定日を追加して欲しい。また、出力ファイルはtxtでなくcsvとして欲しい。	C	3ヵ月程度以上	
66	入力順	第二面の入力について設計者等の入力において確認申請書の第2面と並びが異なるため入力がしにくい（確認申請書の第2面は郵便番号→所在地→電話番号の順番で記載されているが、システムでは電話番号→郵便番号→所在地になっているため）入力順番を建築計画概要書の順番で入力したほうがよいのではないか。	C	1ヵ月程度	
67	自動計算	延べ面積、建築面積、容積率、建ぺい率などを自動計算して欲しい。	C	1～2ヵ月程度	
68	地名地番コード	「ほくと」と同様に地名地番コードを入力、データ出力できるようにして欲しい。	C	1～2ヵ月程度	
69	仮使用承認通知書発行	仮使用承認通知書発行時に、発番がされない。また、名称が入力できない。	C	3ヵ月程度以上	
70	文書番号	期限通知等を発行する際、数度にわたるケースも考えられるため、文書番号に枝番をつけられるようにできないか。	C	3ヵ月程度以上	
71	カレンダー表示	カレンダーでは「月送り」や「月戻し」機能はあるものの、△印のためわかりにくい。わかりやすい表示にすることはできないか。	C	3ヵ月程度以上	
72	定期報告、16条報告	定期報告、16条報告を容易にできる機能を追加して欲しい。	C	1～2ヵ月程度	
73	台帳記載事項証明	「台帳記載事項証明」のCSVを、一括印刷機能のように、まとめて出せるようにして欲しい。	C	1ヵ月程度	
74	許可通知	許可通知の「用途地域」を分けたい。複数入力できるようにして欲しい。	C	1～2ヵ月程度	
75	(帳簿)操作性	確認申請の申請データにおいて、「申請データ削除」のボタンを誤って押したら、取得した確認番号を含めて全て削除された。ワンクッションおくように改善して欲しい。	C	1ヵ月程度	
76	検索・データ抽出	用途・面積・用途地域・高さ等による検索、データ抽出。	C	0.5ヵ月程度	
77	フリガナ自動入力	第2面 建築士・建築物名称のフリガナ自動入力。	C	2ヵ月程度	
78	内部審査の審査結果	申請詳細 入力・編集の内部審査の審査結果を「未審査」からではなく「完了」からにして欲しい。	C	0.5ヵ月程度	
79	完了検査	第2面 代理者欄にも「反映」ボタンを。(完了検査時、確認時より代理者変更している場合がある。)	C	1ヵ月程度	
80	データ抽出	建築場所を市町村別に確認・完了受付件数、発行件数がすぐ分かるようにして欲しい（現在はEXCELで市町村別に並べ替えをしている）。	C	2ヵ月程度	
81	データ抽出	確認申請、完了検査申請等、申請枠を越えたデータ抽出をしたい。	C	1ヵ月程度	
82	パスワード	パスワード変更3ヵ月に1度は多すぎではないか。	C	設定変更	

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
83	紐付け	概要入力画面における紐付ボタン。	C	1ヵ月程度	
84	経過管理の 審査経過	固定資産税関係部局への送付日追加。	C	2ヵ月程度	
85	工事届・除却 届・浄化槽台 帳	・工事届及び除却届台帳を追加して欲しい（都市計画 区域外の建築物管理のため） ・浄化槽台帳を追加して欲しい	C	3ヵ月程度 以上	
86	工作物の検 査済証	工作物の検査済証の「その他」について入力できるよ うにして欲しい。	C	0.5ヵ月程度	
87	コピー機能	コピー機能が足りない。 ・確認→中間→完了 ・報告書→概要書（建築主）	C	1ヵ月程度	
88	コピー機能	工事監理者から代理者へコピーしたい。	C	1ヵ月程度	
89	検索	検索条件が少ない（○階以上、○平米以上、設計者○ ○など）。	C	1ヵ月程度	
90	履歴	建築主事等の変更など、申請書の軽微な変更について、 履歴登録ができない。	C	3ヵ月程度 以上	
91	画面	台帳システムメインメニューの項目を最初から全部見 えるようにして欲しい。	C	1ヵ月程度	
92	I D	ユーザ I D を自分が覚え易いものに変更できるように して欲しい。	C	不可	
93	C S V 出力	T X T 出力の拡張子を C S V として欲しい。	C	要検討	
94	郵便番号	郵便番号から住所の検索はできるが、その反対はでき ない。できるようにして欲しい。	C	不可	
95	昇降機 の 用 途	用紙報告の概要入力 昇降機の使用が 3 種類しか ない。詳細入力では 5 種類で二つ増えている。用紙報告 の概要入力も数を増やして欲しい。	C	要検討	
96	データ抽出	データ抽出での日付は 8 桁の数字として出力される 為、エクセルに取り込んでも日付として活用出来ない。 （[データ]→[区切り位置]→[次へ]→[列のデータ形 式]で[日付]をクリックし[YMD]を選択で変換可能）	C	代替案で可能	
97	タイムアウ ト	タイムアウトまでの時間を半日位に長くできないか。 （平成 25 年現在 3 時間になっている）	C	3 時間に延長済	
98	容積率計算	確認申請第 3 面 敷地面積(2)に値がある場合の容積率 の計算は、 延べ面積/敷地面積(2)であるが、敷地面積(2)にゼロ が入力されている場合は敷地面積(2)に値がないもの として扱って欲しい。	C	要検討	

表 1-2 現在改修中の要望項目

No.	項 目	概 要
1	マスタ	「ほくと」のように設計者や施工者等を事前に登録しておいて呼び出せるマスタが欲しい。
2	帳票 EXCEL 出力	許可証の EXCEL 出力。
3	自動発番	消防同意、通知・適判事前通知・依頼書、不適合通知の自動発番。
4	クリアボタン	申請書入力画面で「入力内容の登録」と「入力内容のクリア」の位置が近いので、誤ってクリアを押してしまうと、再度入力し直しになってしまう。
5	申請書の変更年月日の編集	「最新の申請書を編集」を登録すると変更年月日に入力日がデフォルトで入ってしまう。編集が出来るようにして欲しい。
6	(帳簿) CSV 出力	一括印刷の機能において、出力帳票の「消防通知書」等該当月で 100 件を超えると CSV データが 100 件までしか出力されないのので全て出力されるよう改善して欲しい。
7	受理通知データ	(帳簿) 受理通知データ出力後、詳細入力に移行すると、受理通知データが再出力できない。
8	工事完了届	自動採番できるようにして欲しい。
9	検索	指定機関ごとの検索ができるようにして欲しい。
10	電子帳簿印刷	1. 受付年月日に無関係に確認済証交付を検索できるようにして欲しい 2. データ抽出のように検索条件の登録ができるようにして欲しい
11	報告書	民間の報告受付登録画面で、建築場所が全て入るように (現在最大 69 文字)。 民間の報告受付登録画面で、「建築主、設置者又は築造主名」の欄の入力文字数制限をなくしてください (現在最大 35 文字)。
12	データ抽出	データ抽出の「確認等台帳情報 2」の出力に「出先機関コード」が欲しい。
13	取止め届	報告台帳の「取止め届」を入力し、紐付けをした際は、建築物台帳の審査経過に自動で反映するようにして欲しい。
14	定期報告	定期検査報告入力、昇降機の概要内「停止階」と「停止階床数」について、例えば 5 階建で、2 階を停まらない場合は停止階 1, 3, 4, 5 停止階床数 5 と書かれているが、その様には入力できないので、入力できるようにして欲しい。

表 1-3 現在改修済等の要望項目

No.	項 目	概 要
1	様式	構造一級・設備一級に対応した様式
2	報告元の選択	通知・報告配信システムからの報告元の複数選択
3	定期報告へのコピー	確認から定期報告に項目をコピー
4	審査中物件の削除	審査中物件の削除
5	消防同意日の追加	消防同意日の入力
6	処分等の概要書	処分等の概要書の出力
7	データ抽出	多様なパターンでのデータ抽出
8	報告の受付番号	報告の受付番号を自機関と同じ又は自機関と別に付与
9	配信システム利用	独自台帳・帳簿の機関による配信システムの簡単な利用（I F 共通ツールの開発）
10	コピー機能不十分	概要入力から各詳細画面へのコピー、用紙報告の概要から各詳細画面へのコピー。（予め入力した部分はコピーしない）
11	完了検査実施者	完了検査実施者欄への、ログインした者以外の名前の入力
12	日付	引受通知書受理日の修正
13	表示順	確認申請経過管理画面の審査経過欄の表示順
14	Enter キー	Enter キーで登録際の確認メッセージ表示
15	登録しないで移動	内容登録を行わずに一～五面の画面移動
16	検索項目不足	検索項目の期間設定
17	決裁済の修正・削除	台帳管理に存在する決裁済データ及び報告済データの削除
18	検査済証	検査済証等を発行後の検査日の入力
19	用紙報告 1	用紙報告で概要入力したものを詳細画面に反映
20	用紙報告 2	確認審査報告書の確認済証番号、交付年月日を後から修正しても、処分等の概要書に反映されるよう改善
21	日付表示	確認済証等の日付について、01 年は元年、02 月 03 日は 2 月 3 日
22	一面メモ欄	審査側だけの覚え書き欄の追加
23	新築	申請書第三面 工事種別欄 入力方法改善
24	許可データの全出力	「空」のデータも含めた全データを出力できるよう改善
25	報告書出力	報告書が印刷できるのはマスタにある行政庁のみ。 紙で報告する場合もあるので、マスタにない行政庁も印刷ができる必要がある
26	通知報告書の受理日	通知報告の受理日を建築物台帳の受付年月日にコピーする
27	昇降機のマスタ	昇降機の用途について、よりきめ細かな種別をマスタ設定で行いたい

No.	項目	概要
28	小荷物専用昇降機	完了検査申請情報入力画面で、「小荷物専用昇降機」の完了検査、中間検査手数料が反映されない（確認申請はできる）
29	主要用途区分	選択する用途の左に区分番号のホームを追加。表示が一部切れている
30	設計者等による検索	物件コピーにおいて、建築主のほか、設計者、工事監理者からも検索可能とする
31	進達（県のみ）	進達物件について、出先の所管物件と本庁の所管物件の区別がつかないので、経過管理画面の検索条件に進達状態を追加する
32	デフォルト設定	天空率は「なし」、防火地域は「指定無し」、仕分け入力画面の物件情報で概要書閲覧物件欄は「チェックあり」をデフォルト設定すること
33	（帳簿） 引受証発行番号	中間検査申請情報入力画面では ①受付番号 ②受付（検査引受） ③引受証発行番号 ④引受証発行年月日 があるが、③④の用途が不明な為、廃止とする
34	工事完了届	工事完了届では、複数の用途地域の入力が行えない 【代替案】（紐付で対応して戴く）
35	決済時入力チェック（適判物件）	適判物件は、適判機関審査結果項目（審査結果、番号、交付年月日）を決裁のための必須入力項目として欲しい 【仕様】（必須入力項目は少なくする仕様）
36	紐付け	中間、完了の物件詳細画面から確認申請が紐付けられるようにして欲しい【代替案】（第三面から紐付けられる）
37	（帳簿）通知配信	報告先が送信後には変更できない【仕様】（送信後に配信先を変更することは不可）
38	報告書送信 （指定機関向け）	報告先の特定行政庁を入力しやすくして欲しい。（予め利用者として登録された特定行政庁から選択する方式）
39	処分等の概要書	「4. その他の処分」欄、「5. 定期報告等」欄、「6. 備考」欄の入力を容易にできるようにして欲しい。（現状では備考欄に違反の情報しか記載できない。違反以外の情報も記載したい。）
40	コピー機能	確認審査引受通知書→確認審査報告書のコピー機能が必要
41	検索条件不足	報告台帳における検索条件が足りない
42	受付機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ほくとにあった「受付機関」という項目がないため、どの出先機関で受けたデータなのか、台帳検索でもデータ抽出でも分からない ・受け付けた出先機関が分かるように「受付機関」という項目を設けて欲しい ・出先機関ごとにデータを管理したり調査したり統計を取るなどしたいため
43	発番のデフォルト値	発番のデフォルト値を0にして欲しい
44	変更届削除、届出日編集	変更届を誤って2つ入力してしまうと削除できない。届出日の修正もできない
45	データ抽出	完了検査のデータ抽出項目に法区分を追加して欲しい。工事完了予定日で検索した場合、確認番号、確認年月日が出ない。中間検査では特定工程工事終了予定日で検索できない
46	データ抽出	確認等台帳情報に手数料を出して欲しい
47	データ抽出	<p>データ抽出機能</p> <p>消防同意・通知の発行年月日を確認するにあたっては、申請内容の「消防(同意)通知を送付」で出せるが、発行したものしか出て来ない出力の有無に関わらず消防同意・通知の発行年月日を出したい。</p> <p>要望として、「確認等台帳情報」に消防同意・通知の発行年月日項目があって欲しい</p>

No.	項目	概要
48	データ抽出	・確認等台帳情報では、申請日でも範囲指定できるようにして欲しい →申請日ベースでも統計を出しているため ・確認等台帳情報の印字項目に、「用途」を追加して欲しい →一戸建ての中間検査が何件、共同住宅の中間検査が何件といったような統計を取っているため
49	データ抽出	①「適判機関へ適判事前通知を送付」、②「適判機関へ適判依頼通知を送付」、③「適判機関から審査結果を受領」が各3件ある（移行元データが各3件あるため）とき、データ抽出は $3 \times 3 \times 3 = 27$ 件出力されてしまう。建築主2名の場合も2件出力される
50	データ抽出	データ抽出に、取り下げ、取り止めが反映されない
51	データ抽出	出力期間を400日に制限する（データ抽出時間調整のための設定変更）
52	データ抽出	データ抽出の登録件数100件では不足
53	台帳記載事項証明	台帳記載事項証明に建築物名称を出して欲しい
54	データ抽出	改修版を平成23年12月に供用開始したが、旧バージョンも必要との要望により対応中
55	旧申プロのデータ	旧申プロを台帳システムで読み込めるようにして欲しい（変換ツールの提供）
56	基本統計・データ抽出	統計データ（基本統計・データ抽出）が即日取得できるようにした
57	EXCELによる通知書出力	確認済証等 EXCEL 出力を追加（建築物・昇降機・工作物1のみ）
58	検索	台帳管理の建築物台帳からの検索結果一覧で、一度に表示できる件数を増やした
59	入力支援（デフォルト）	消防署入力で、選択リストで（必ず都道府県から選択するようにせず）デフォルトの都道府県が設定できるようにした
60	コピー機能	建築士システムからの情報をコピーできるようにした
61	建築士システムデータの参照機能	第2面設計者欄について、建築士登録の確認と合わせて、事務所登録が確認できるようにし、コピーも可能とした
62	(帳簿) データ抽出	データ抽出で処分番号と申請書の情報を一緒に出せるようにした
63	データ抽出	中間検査、完了検査の引受通知書にある、「検査引受年月日」は、法定報告項目なので、統計のための一覧出力ができるようにした
64	コピー機能	検査済証発行で、確認からコピーした場合、元確認の情報は検査済証に反映されるようにした
65	(帳簿) コピー機能	中間及び完了検査の審査経過において、決裁後完了検査報告書の情報を入力する時、元確認の情報を反映するようにした
66	コピー機能	配信データも用紙報告の概要入力の物件コピーで検索されるようにした（詳細入力時の物件コピーでは既に検索される）
67	登録しないで移動	3面で紐付けした後、2面に戻るときに、「登録しないで移動」したとき、「保存されません」表示を行うようにした
68	報告書入力	報告書を訂正しても、建築物台帳に反映されない項目が多く、再登録又は、報告書と申請書の両方を修正しなければならなかったのを、反映するようにした（受付番号・処分番号・地番・面積等）
69	報告書入力	報告台帳登録の時間が長かったのを改善した
70	確認画面	第1面→第2面→第3面と入力した場合、それまでのデータを保存するか確認画面が表示されるが、第3面のデータを保存せずに第2面に戻った場合、確認画面なしで第3面のデータが消失してしまっていたのを、確認画面の表示を行うようにした
71	コピー機能	報告書を修正しても、確認台帳に反映されないのを反映するようにした

No.	項目	概要
72	(帳簿) 電子帳簿	電子帳簿印刷の機能で ・計画変更、中間検査、完了検査を選べるようにしてほしい ・検索期間上限を3年としてほしい ・条件を再利用したい(現状は使い捨て) データ抽出では使い勝手が悪いので、電子帳簿印刷を強化してほしい 上記について、データ抽出の「確認等台帳情報」で出力できるようにした
73	入力デフォルト値	面積、階数、棟数などのデフォルト値を「0」としてほしいという要望に関して、「入力していないのに0が表示されるのはおかしい」という意見もあることから仕様としたものであり、当該要望はクローズとする
74	検査率算定の随時実行	検査率算定は、時間外に実行して戴くようお願いしている。これを、データ抽出と同様、随時実行できるようにする。
75	紐付け時の検索、全半角同一視	紐付け時の検索で、全半角同一視する。(検索では全半角同一視していたが、紐付け時の検索では未対応だった)
76	一括印刷の検索条件	一括印刷における報告、処分関係の書面印刷の検索条件を、受付期間と処分期間の選択ができるようにし、期間制限を30日から3か月程度に拡大する。
77	検索	地名地番検索の際、「○○と□□を含む」複数条件検索機能を希望する。町名+(大字)+地番で検索したい。
78	概要書	閲覧権限で、概要書等(概要書1, 2面、処分等の概要書、概要書3面/築造計画概要書など)を見られるようにする。窓口での利用や、県に指定機関から報告された物件等を限特で閲覧できるなどが可能となる(限特市内の物件に限定することはできない)。
79	仮使用	仮使用承認を限特でも受け付けているが、入力したら見られなくなってしまふのを見られるようにする。
80	経過管理・内部審査のメモ欄	内部審査のメモ欄のデータ抽出が行えるようにする。
81	基本統計	1. 基本統計の確認件数集計表で、行政庁と指定確認検査機関を分けて出力する 2. 確認件数集計表の結果リスト及び根拠リストにおける「受付件数」を、確認申請件数と計画変更申請件数の2項目に分類する
82	検索	結果一覧に、法6条区分、審査メモを表示する。
83	取下げ届・取止め届	1. 申請取下げ届を受領した物件であっても「審査中」と表示されるが「審査終了」「取下げ」等経過が分かるようにする 2. 工事取止め届を受領した物件も検索結果一覧で表示する
84	データ抽出	確認等台帳情報の条件項目を増やす。
85	データ抽出	「○○を含む」又は「△△を含む」というような条件設定機能を付ける。
86	工事物件紐付け	経過管理と建築物台帳の紐付けを行った場合、審査中物件も建築物台帳で閲覧できるようにした。
87	概要書出力	概要書の閲覧を簡単にする。つまり、検索結果で「概要書」を選択すると、1面, 2面, 処分等の概要書、添付ファイル(3面等)が一度に見られるようにする。
88	入力支援 (全半角自動切替)	半角項目、全角項目に移動した際、日本語の変換タイプを自動で切り替わるようにする。
89	紐付け	自動紐付け機能を実装する。 1. 他の申請からのコピー時に自動的に紐付けを行う 2. 配信報告の受理時に元確認番号が設定されている場合には自動的に紐付けを行う
90	仮使用の表示	現在の仕様は、仮使用が紐付いており、かつ仮使用期間内のみ物件詳細画面に表示される。それを、仮使用期間外であっても、仮使用の表示を行う。

No.	項目	概要
91	コピー機能	報告書で建築主「氏名」を入力すると、詳細入力にそれが反映される。その後、詳細入力で建築主「住所」のコピーが効かなくなるので、コピーが効くようにする。
92	法区分	法区分が未入力の場合、警告を出す。
93	決裁の削除	決裁したものを削除できるようにする。削除した場合、「審査中」に戻す（番号は欠番となる）。
94	検索	審査中（経過管理にあるもの）と、審査終了（台帳管理にあるもの）を合わせて検索できるようにする。
95	入力支援	マスタ編集できる項目を、出先毎に管理するものと、本庁で一括管理するものに分ける（今回新たに権限を設定→本庁＝建築設備の種類…従来は ICBA/出先＝建築主事氏名、消防署、保健所…従来は本庁のみ）。
96	画面	台帳システムメインメニューの文字が読み辛い。文字と背景の明度差を大きくして欲しい…との要望を受けて、色を若干変更する。
97	入力支援	①受付日と②申請日や③意匠、構造、設備の「未審査」から「完了」への変更等の際は、デフォルトで本日日付が入力されるようにする。また、意匠、構造、設備の「未審査」から「完了」への変更は一括でできるようにする。
98	入力支援	受付日が未入力の場合、警告を出す。
99	入力支援	担当者入力の際、仕分け入力の「その他」はプルダウンで選べないため、他と同様に選べるようにする。
100	報告の入力	「登録しますか」と確認されたとき、ついうっかりリターンキーを押して登録してしまうことを防ぐため、リターンキーを押下しても登録せず、登録ボタンにマウスを合わせてクリックすれば登録できるようにする。報告の入力に限らず入力全てで対応。
101	マスタ	3面の「13. 建築物の高さ等」の「ハ. 構造」を入力するところで、現在手入力のところ、プルダウン選択（マスタは利用者が作成）などの簡便な方法にする。
102	コピー機能 (三面→四面→五面)	第四面で棟データ登録時、第三面をコピーできるようにする。また、第四面データ更新時に第五面データの用途、床面積を第四面の情報で更新を行う。
103	マスタ	第四面 8. 建築設備の中に火災報知器を追加して欲しい。また、入れ直す場合、一から選び直すのではなく、追加で入れやすくして欲しい（チェックボックスなどで）との要望を受けて、ユーザー・マスタによるプルダウン方式で対応できるようにする。
104	入力・編集	「入力した内容を登録してから、他ページを表示します。よろしいですか」について、登録するのは当たり前なので他画面に切り替わった際に自動的に上書きして欲しい…との要望により、そのようにする。
105	入力	主要用途の区分番号を入力したら、用途名称が自動で入力されるようにする。用途名称が既にあるときは上書きする。
106	入力支援	郵便番号を入力したら、住所が表示されるようにする。（○丁目○番○号は手入力）。
107	入力支援	面積、建ぺい率、容積率など、単純計算できるところは、全て自動計算を行う。
108	検索	一面メモ欄を検索項目に追加する。
109	データ抽出	・OR検索もできるようにする ・抽出条件を10件とする 但し、速度が遅くなる可能性があるため、庁内サーバ以外では（抽出条件を減らすなど）仕様を再検討する可能性がある。
110	検索	経過管理と台帳管理の同時検索が（新たな検索メニューを設けて）できるようにする。
111	基本統計	国の施行状況調査、施行関係統計調査に対応できるように、改修する。（配信システムの件数を反映する。不適合件数も出力する。）

No.	項 目	概 要
112	基本統計	特定行政庁の確認件数を、指定機関確認件数と分ける。 また、法6条1項の区分が未入力の場合についても計数する。
113	データ抽出	抽出条件のコピーを可能とする（別名で保存）。
114	検索	受付番号や地名地番等で a n d 検索ができるようにする。
115	マスタ	「建築主事等」は「建築主事」ではないため、「建築主事等」のマスタを別に設ける。
116	データ抽出	確認等台帳情報で、現在は条件設定が可能なのは「受付年月日」等4項目だけなのを、原則として全ての項目で設定可能とする（但し、「法区分」は速度低下を招く恐れがあるので除外を検討）。
117	コピー機能	完了検査に中間検査からコピーを行う際、中間検査の中間検査回数、特定工程名、中間検査合格証交付者、中間検査合格証番号、中間検査合格証交付日付に関する合格情報のコピーを行う（紐付いている中間検査に関しては全てを対象としてコピーする）。
118	データ抽出（検査率）	検査率算定・督促状の仕様を見直し、未受検対応を、より円滑にする。
119	入力支援	建築主事等は、建築主事ではないため、担当者から選ばせるか、建築主事等のマスタを別途設けること。
120	構造に枠組み壁工法の追加	第3面 構造に木造（枠組み壁工法）を追加。
121	入力	計画変更確認申請、完了検査申請で、元確認データをコピーしても、建築主住所は反映されない。
122	定期報告	確認データとの紐付け作業を行っても、処分の概要書に定期報告データが反映されない不具合を解消して欲しい。 →棟名称（第四面又は定期報告のために付けた棟名称）及び定期報告管理番号は出力するべきと思われる。
123	定期報告	建築士、建築士事務所の情報は、部分一致検索によりデータ呼び出し、それが入力できるようにして欲しい。
124	データ抽出	受付年月日ではなく、処分年月日を対象として抽出して欲しい。
125	文字数	台帳システムで、検査引受通知書、検査報告書の入力画面の「確認済証交付者」欄の入力文字数を 現状の25文字から40文字に増やして欲しい。
126	変更届の日付	システム日付になってしまい、変更ができない。
127	コピー機能	確認から中間・完了にコピーしたとき、構造一級、設備一級のタグも作ってしまう。このため進達できない。
128	処分等の概要書	処分等の概要書に引受通知、決定不可は出さないように。
129	変更届	変更届の日付を変更できるように。
130	文字数制限（住所）	「用紙報告の概要入力」の住所での入力制限をなくして欲しい。（全角69文字制限）
131	ファイアー・フォックス対応	IE10を含めて、最新版で使えるか調査を実施済。今年度中に改修予定。
132	マスタ	第4面 建築設備の種類を選択項目をマスタで追加入力できるように。
133	入力	申請書第三面から第四面、第五面へのコピー機能を付けて欲しい。
134	検索	地番、建築主氏名等、複数の条件を検索できるようにして欲しい。
135	決裁の削除	審査経過の「決裁」が管理者権限でも削除できない。
136	報告受付（配信）	配信受付した後、受付日を修正可能として欲しい。一括登録した場合はシステム日付が自動セットされてしまうが、実際の受付日が異なる場合に対応できないため。
137	中間・完了の検査済証	中間・完了の済証に、主要用途を入れて欲しい。（EXCEL出力で対応）

表1-4 要望やバグの改修状況 ()内は前回(平成25年4月26日)時点

区分	改修済	改修中	未改修	計
要望	137(73)	14(45)	98(120)	249(238)
バグ	146(133)	31(8)	78(91)	255(232)
計	283(206)	45(53)	176(211)	504(470)

その他、外部XMLデータ取込み機能を追加済。

検査率算定機能による出力項目一覧

・出力項目は以下のとおり。

	受付番号	敷地面積	敷地面積の合計 面積1
	受付日		敷地面積の合計 面積2
	確認番号		延べ面積を除いた数値
	確認日		建築面積を除いた数値
	申請日		主要用途
	申請者		工事種別
建築主	代表区分	建築面積情報	工事種別区分1
	氏名フリガナ		新築以外工事種別
	氏名		建築面積 申請部分
	郵便番号		建築面積 申請以外の部分
	住所		建築面積 合計
			建べい率
代理人_建築士基本情報	資格_建築士種別	延べ面積情報	建築物全体 申請部分
	資格_資格発行元		建築物全体 申請以外の部分
	資格_登録番号		建築物全体 合計
	氏名		延べ面積
	建築士事務所_建築士種別	建築物の数	容積率
	建築士事務所_許可交付元		申請に係る建築物の数
	建築士事務所_登録番号		最高の高さ 申請に係る建築物
	建築士事務所_建築士事務所名	建築物の高さ等	階数 地上 申請に係る建築物
	郵便番号		階数 地下 申請に係る建築物
	所在地	構造	構造詳細
設計者_建築士基本情報	代表区分	工事着手予定日	工事着手予定日
	資格_建築士種別	工事完了予定日	工事完了予定日
	資格_資格発行元	特定工程工事終了予定日	実施回数
	資格_登録番号		実施日
	氏名	備考	特定工程名称
	建築士事務所_建築士種別		変更概要
	建築士事務所_許可交付元	当初確認審査情報	受付番号
	建築士事務所_登録番号		受付日
	建築士事務所_建築士事務所名		法区分
	郵便番号		建築主事名/交付者
	所在地		確認検査員名
	設計図書		確認済証番号
	交付番号		確認日
	第1項		適合性判定
第3項	適判通知書番号		
交付番号	報告		適判通知書交付日
第1項		報告元/報告先機関名	
第3項	報告日		
建築設備設計意見者	代表区分	変更確認審査情報	引受日
	氏名		受付番号
	勤務先		受付日
	郵便番号		法区分
	所在地		建築主事名/交付者
	登録番号		確認検査員名
	設計図書		確認済証番号
工事監理者_建築士基本情報	代表区分	適合性判定	確認日
	資格_建築士種別		適判機関名
	資格_資格発行元		適判通知書番号
	資格_登録番号	報告	適判通知書交付日
	氏名		報告元/報告先機関名
	建築士事務所_建築士種別	報告日	
	建築士事務所_許可交付元	引受日	
	建築士事務所_登録番号	工事取止め情報	取止め届受領日
	建築士事務所_建築士事務所名		取止め理由
	郵便番号		取止めメモ
所在地	中間検査情報	受付番号	
設計図書		受付日	
代表区分		検査日	
棟番号		合格証番号	
氏名		交付日	
営業所_許可交付元		交付者	
営業所_登録番号		報告元/報告先	
営業所_営業所名	引受日		
郵便番号	完了検査情報	報告日	
所在地		受付番号	
備考		備考	受付日
		建築物フリガナ	検査日
		建築物の名称	合格証番号
建築物		法6条1項の区分	交付日
		地名地番	交付者
地名地番情報	住居表示	報告元/報告先	
		引受日	
		報告日	
		報告日	

通知・報告配信システムの課題と対応策（案）

1. 課題と対応策

①紙送付をやめることが困難

課題 特定行政庁では、建築計画概要書の入力データを受信したとしても、申請者から提出された紙の送付、特に建築計画概要書の送付が必須である。この場合、指定機関にとっては、通知・報告配信システムの利用に伴い、単にデータ送信の負担が増えるだけとなる。

対応策 入力データを送る代わりに紙の送付頻度を下げる（紙はあとでまとめて送る）ことで、郵送手間・郵送料削減のメリットを出すことができないかを検証する。（大阪府及び指定機関数社による「郵送本位型」の実証実験）

結果 平成24年度に実施した「郵送本位型」の実証実験では、次の理由によりメリットを出すことが困難であることが判明した。

- ・法では交付後7日以内に特定行政庁に提出（＝到達）することとされており、送付頻度は週2回が限界である。この場合、送付コストの削減メリットが出ない。
- ・一括郵送でも1回の郵送が大量となるため、送料が増額されて費用削減につながりにくい。
- ・郵送するとき、配信と現物の照合確認に手間がかかる。

対応策 入力データと合わせ、紙の画像データを送ることにより、通知・報告業務をペーパーレス化する。これにより、特定行政庁側の対応事項（運用上の留意事項や基準法施行細則改正等）を整理する。（さいたま市及びビューローベリタスによる「データ本位型」の実証実験）

結果 実証実験準備中。なお、通知・報告業務のペーパーレス化に伴う特定行政庁側の規則改正等、必要な準備事項についても整理する。

②既存のデータ送信状況とのすり合わせ

課題 特定行政庁では、従前より指定機関から EXCEL データの提供を受けている場合がある。この場合、指定機関で確認をおろした物件は、特庁の物件とは別に EXCEL で管理されている。この場合、指定機関にとっては、EXCEL ファイルを送信すべき特庁と、通知・報告配信システムで送信すべき特庁が混在することとなり、業務が煩雑化する。

対応策 共用データベースに、EXCEL ファイルによる送受信の方法を確立し、指定機関の送信ファイルのばらつきをなくす。（茨城県及び指定機関数社（※調整中）による「EXCEL 利用型」による実証実験）

結果 実証実験準備中。

2. 検討の進め方

検討事項は次の3点とし、具体的な検討方法についてはWGで確認する。

なお、実証実験によって指定機関にもメリットのある方法を確立できた場合は、その普及方法もWGで検討する。

検討結果は、第2回企画改善部会にて報告する。

①データ本位型 実証実験の実施

- ・さいたま市及びビューローベリタスにおける実証実験を進める。
- ・さいたま市建築基準法施行細則改正等、さいたま市における準備事項について整理し、他の特定行政庁の参考資料とする。

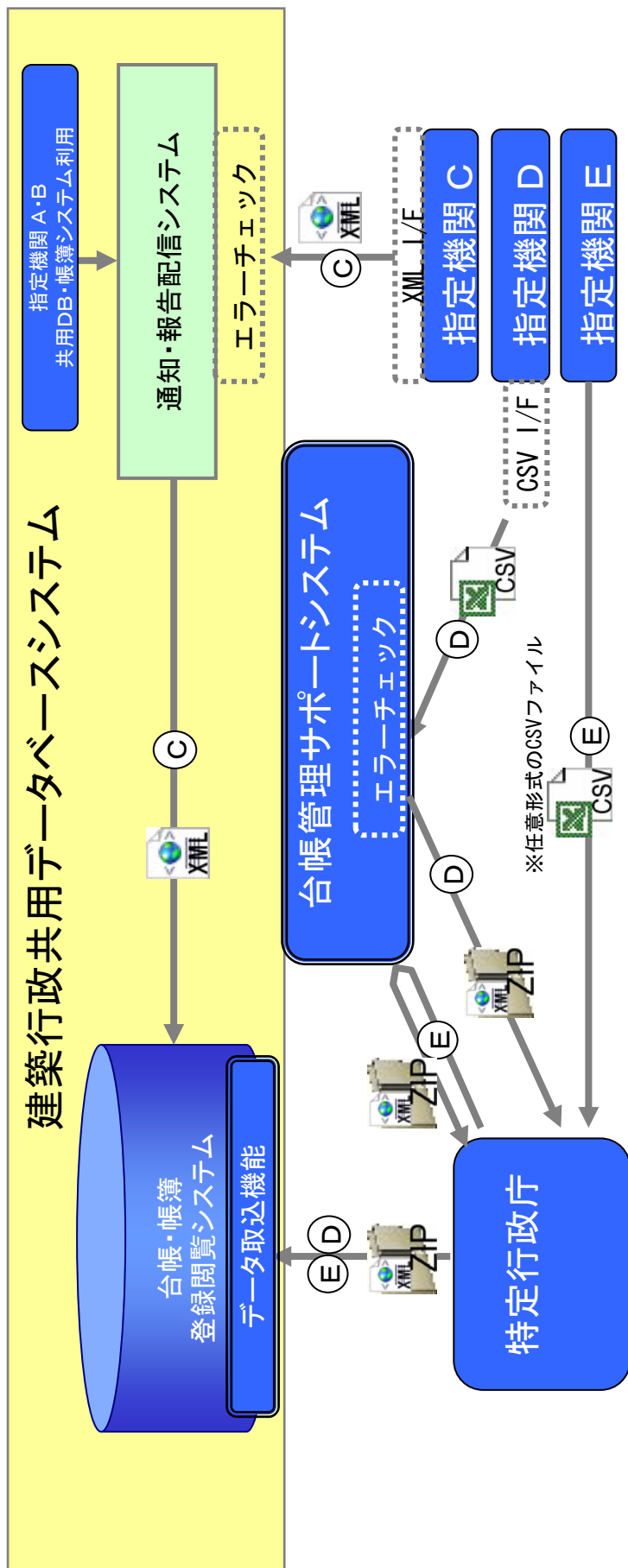
②EXCEL利用型 実証実験の実施

- ・茨城県における実証実験を進める。
- ・EXCELファイルを台帳システムに登録する際の留意事項や、作業効率化のための措置（EXCEL機能を活用した自動処理）について整理し、他の特定行政庁の参考資料とする。

③郵送本位型の善後策の検討

- ・郵送本位型ではメリットが出にくいですが、データ本位型とするには送付対象となる全書類をデータ化する必要がある。このような状況では、指定機関の利用促進が極めて困難と思われるため、郵送本位、データ本位の折衷案でメリットを出すことができないか等、善後策を検討する。

台帳システムへのEXCEL取込 概念図



指定機関 C：通知・報告配信システム向けXML I/F（インターフェース）を開発した指定機関。複数の建築主や設計者、棟別・階別データ（確認申請 4・5面）にも対応可能。

指定機関 D：CSV（エクセルで編集可能なファイル）I/Fを開発した指定機関。所定のフォーマットでCSVを出力。建築計画概要書記載事項のみに対応（建築主TEBL、消防・保健所関係項目、第3面備考は対象外）また、項目数の制約から、建築主は2名まで等の制限あり。
 チェック・変換サイトへのアップロードによりエラーチェックが行われ、ZIPファイルに変換される。
 特定行政庁は当該ファイルをダウンロードし、台帳・帳簿登録閲覧システムに登録する。

指定機関 E：任意形式のCSVを提供できる指定機関。ZIPファイルへの変換は特定行政庁で台帳管理サポートシステムを利用して行う。

確認申請プログラム(新・申プロ)の特別提供について

平成25年8月

一般財団法人建築行政情報センター

1. 特別提供制度の趣旨

日頃より、建築行政共用データベースシステムをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、おかげさまをもちまして、今年度末のシステムご利用機関は、全特定行政庁・指定確認検査機関の8割ほどになる見込みです。

ところで、通知・報告配信システムを活用した指定確認検査機関から特定行政庁へのデータ送信については、若干広がりつつはあるものの、まだ一般的にはなっておりません。その一因として、データの受け手である特定行政庁にはデータ入力手間の軽減メリットが発生するのに対し、データの送り手である指定確認検査機関にとっては、かえって手間がふえてしまうという状況があると考えております。

そこで、既に通知・報告配信システムを活用いただいている指定確認検査機関の皆様にとってよりメリットのある方策を検討した結果、現在ICBA情報会員の特典として提供している「確認申請プログラム(新・申プロ)」を無償提供させていただく「特別提供制度」を創設することとしました。

その結果、以下に掲げるメリットが生じると考えます。

- ①新・申プロでの申請が増えることにより、申請データの入力手間の軽減が図れる
- ②他の指定機関との顧客サービス面での差別化が図れる

以下、その内容をご説明します。

2. 制度の内容

①提供条件・方法

提供本数(ライセンス数)	年間200件送信毎に10本(ライセンス)
提供方法(ICBA→貴機関)	CD-ROM、DVD-R等、メディアに記録して提供
申請者への配布方法	メディアの種類(CD、USB)は各機関で決定して下さい。 (原則として1社につき1ライセンス)
対象となる申請者	得意先顧客
配布時の手続	他機関への申請や、複数台のPCへのインストールを禁止する誓約書(別紙2)を取り交わして下さい。
配布後の手続	配布対象者をリスト化して、毎月1回定期的に提出していただきます。

②サポート

送付いただいたリストを元にサポートを行います。

※リストに記載のない方には問い合わせを受けてもサポートいたしませんのでご注意ください。

③説明会

ご希望に応じて、特別提供を行っている指定確認検査機関の顧客向けに、新・申プロの操作説明会を行います。

主催	各指定確認検査機関(ICBA は共催、後援等の位置付け)
募集方法	各指定確認検査機関にて募集と参加者の取りまとめを行う。 ICBA の Web、メルマガ等でも告知する
定員	20 名(1 人 1 台の PC で実習形式)
会場	原則として主催する機関の会議室等(難しい場合は近隣の貸会議室等)
説明時間	2 時間前後
費用負担	(ICBA 負担) 資料作成費、資料郵送費、講師交通費、PC 運送費、会場費(必要な場合)など (指定機関負担) 自社での募集と取りまとめに係る費用
開催回数	特に回数制限等はなし(需要があれば定期的な開催も可能)

④告知用資料

ご要望に応じて、窓口配布用等の告知用資料も作成いたします。

3. 特別提供制度利用のための手続き

「確認申請プログラム特別提供制度の利用に関する協定」(別紙1)を取り交わします。

確認申請プログラム特別提供制度の利用に関する協定書(案)

〇〇(以下「甲」という。)と一般財団法人建築行政情報センター(以下「乙」という。)は、確認申請プログラム特別提供制度の利用に関する協定を以下のとおり締結する。

第1条(目的)

この協定は、確認申請プログラムの特別提供制度の利用に際しての、条件、方法、注意事項等の必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(利用条件)

甲は特定行政庁に対して、通知・報告配信システムを利用してデータを送信する。

第3条(提供する制度の内容)

乙は、甲が前条の条件を満たした場合に利用できる制度の内容は以下のとおりとする。

①確認申請プログラム(新・申プロ)の無償提供

提供にあたっての詳細は以下のとおりとする。

提供本数(ライセンス数)	年間200件送信毎に10本(ライセンス)
提供方法(ICBA→貴機関)	CD-ROM、DVD-R等、メディアに記録して提供
申請者への配布方法	メディアの種類(CD、USB)は各機関で決定して下さい。 (原則として1社につき1ライセンス)
対象となる申請者	得意先顧客
配布時の手続	他機関への申請や、複数台のPCへのインストールを禁止する誓約書を配布者と取り交わす。
配布後の手続	配布対象者をリスト化して、毎月1回定期的に提出する。

②確認申請プログラム(新・申プロ)のサポート。

但し、前号の規定に基づく配布者対象者リストに記載されている者からの問い合わせサポートのみとする。

③確認申請プログラム(新・申プロ)操作説明会の開催

開催にあたっての諸条件は次のとおりとする。

主催	各指定確認検査機関(ICBAは共催、後援等)
募集方法	各指定確認検査機関にて募集と参加者の取りまとめを行う。 ICBAのWeb、メルマガ等でも告知する
定員	20名(1人1台のPCで実習形式)

会場	原則として主催する機関の会議室等(難しい場合は近隣の貸会議室等)
説明時間	2時間前後
費用負担	(ICBA 負担) 資料作成費、資料郵送費、講師交通費、PC 運送費、会場費(必要な場合)など (指定機関負担) 自社での募集と取りまとめに係る費用
開催回数	特に回数制限等はなし(需要があれば定期的な開催も可能)

④特別提供制度告知用資料の作成

第 4 条(利用期間)

本制度の利用期間は、平成25年〇月〇日からとし、第 2 条の条件が満たされている間は利用期間が継続する。なお、第 2 条の条件が満たされなくなった場合には、条件を満たさなくなった日の翌月末に利用期間は終了する。

第 5 条(バージョンアップ)

利用期間内に確認申請プログラム(新・申プロ)がバージョンアップを行った場合には、バージョンアップ版を無償提供する。

第 6 条(秘密保持)

甲及び乙は、本協定の履行過程において知りえた秘密を第三者等に漏えいしてはならない。なお、本協定による制度利用期間終了後も秘密保持義務は存続する。

第 7 条(免責)

乙は、甲またはその他いかなるものが本制度の利用に必要な設備の不具合・故障、または本来の目的外に利用されたことによって発生した結果については、直接あるいは間接にかかわらず、その損害については責任を負わない。

第 8 条(協議)

本協定について疑義が生じたときは、甲乙互いに誠意をもって協議を行い解決を目指すこと。

第 9 条(周知協力)

甲は、乙の求めに応じ、「ICBA 情報会員」のパンフレットその他新・申プロ関連資料を窓口におく等、新・申プロの周知活動に協力する。

第 10 条(その他)

乙は甲が本提供制度を利用していることを公表することができる。

本協定締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名捺印の上 1 通を保有する。

平成25年 月 日

甲

乙 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地
一般財団法人建築行政情報センター
理事長 松野 仁

(別紙2)

(※申請者(代表者)氏名を記載) 殿

誓 約 書 (案)

私は、(指定確認検査機関名を記載)から確認申請プログラム(新・申プロ)の特別提供を受けるにあたり、以下の事項を遵守することを誓約するとともに、万が一これに違反した場合には、直接間接を問わずその損害を賠償いたします。

記

1. 本プログラムを利用して申請をする場合には、〇〇〇以外の機関には申請を行わないこと。
2. 本プログラムを複数のパソコン等にインストールしないこと。
3. 本プログラムを善良なる管理者の注意義務をもって管理すること。
4. 本プログラムの複製、改変等を行わないこと。
5. 本プログラムを第三者に対し、貸与、譲渡、利用許諾等その他の処分を行わないこと。
6. その他、本プログラムについて著作権法等法令に違反する行為や善管注意義務に反する行為を行わないこと。

以上

(誓約者)

住所

建築士事務所名

氏名

指定確認検査機関から特定行政庁への通知・報告の オンライン化に関する留意事項（案）

1. 特定行政庁が指定すべき事項

指定確認検査機関から特定行政庁への確認審査等に係る申請等、すなわち通知・報告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条及び主務省令第三条に基づき、「行政機関等が指定する様式に記録すべき事項」を「電子計算機」に入力することにより、当該申請等が書面により行われたものとみなされます。

また、主務省令第七条に基づき、「署名等に代え」る措置として「行政機関等が指定するところにより」、「識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力」することとされています。

以上の各条項において「行政機関等が指定する」こととされるのは次の2点です。

- (1) 様式に記録すべき事項 等（主務省令第三条第一号～第三号）
- (2) 識別番号及び暗証番号の入力に係る事項（主務省令第七条第一号）

これを踏まえ、各特定行政庁におかれましては、通知・報告のオンライン化に当り、上記2点の指定が必要であることをご留意ください。

別紙 1

- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（抄）
- 主務省令：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（抄）
- 告示：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（抄）

別紙 2

- 共用データベース利用契約（抄）

2. 特定行政庁における規則等の規定による手続きの要否

オンライン化に当っては、特定行政庁で定める規則等で別途手続きが必要となる場合があります。具体的には、「市の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の規定により、手続き等を特定行政庁の施行細則に定めた例があります。

別紙 3

- さいたま市市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（抄）
- さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（抄）
- さいたま市建築基準法施行細則（抄）

別紙 1

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (抄)

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

【説明】

第三条下線部分を指定確認検査機関からの通知・報告に適用した場合、次のように読みかえることができます。

第三条 特定行政庁は、通知・報告のうち建築基準法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、建築基準法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、オンラインシステムを使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた通知・報告については、書面等により行うものとして規定した通知・報告に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該通知・報告に関する法令の規定を適用する。

すなわち、主務省令で定める方法で送信させた通知・報告に関しては、書面等の送付として取り扱うこととなります。

なお、第三条における各用語の定義は次のとおりです。

- ・行政機関等 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）（法第二条第二号ハ）
- ・申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知をいう。（法第二条第六号）
- ・書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。（法二条第三号）
- ・電子情報処理組織 第三条本文に定義のあるとおり、いわゆるオンラインシステムです。

○主務省令：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合する電子計算機（以下この条において単に「電子計算機」という。）から次に掲げる事項を入力して、申請等を行わなければならない。ただし、国土交通大臣が告示で定めるところにより、申請等を行う者が、第二号及び第三号に掲げる事項を入力することに代えて法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することを妨げない。

一 行政機関等が指定する様式に記録すべき事項

二 当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載すべき又は記載されている事項（前号に掲げる事項は、その記載を省略することができる。）

三 当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている電磁的記録に記録すべき又は記録されている事項（第一号に掲げる事項は、その記録を省略することができる。）

2、3 （略）

4 行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第七条 行政機関等は、次の各号に掲げる手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合において、当該手続等に関する他の法令の規定により署名等をするものについては、当該法令の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる措置をもって当該署名等に代えさせ、又は代えることができる。

一 申請等 行政機関等が指定するところにより、第三条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同条第三項各号のいずれかに該当するものとともに送信すること又は同条第四項における識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力すること。

【説明】

第三条及び第七条下線部分は、前ページ同様に次のように読みかえることができます。

第三条 オンラインシステムを使用して通知・報告を行う者は、告示に従い、コンピュータから次に掲げる事項を入力して、通知・報告を行わなければならない。

一 特定行政庁が指定する様式に記録すべき事項

※第二号は、様式以外の添付書類を指し、第三号は電子メディアでの提出物を指します。

第七条 特定行政庁は、次の各号に掲げる手続等をオンラインシステムを使用して行わせる場合において、建築基準法令により署名等をするものについては、建築基準法令の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる措置をもって当該署名等に代えさせることができる。

一 通知・報告 特定行政庁が指定するところにより、第三条第四項におけるユーザーID及びパスワードをコンピュータから入力すること。

○告示：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（抄）

第1条 申請等を行う者が国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号。以下「規則」という。）第3条第1項に基づき同項第二号に掲げる事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、行政機関等は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録させることができる。

2 規則第3条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他行政機関等が指定した様式に入力できる機能を有すること。

二 行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。

【説明】

告示第1条では、第1項にオンラインシステムを使用して通知・報告を行う方法が、第2項に指定確認検査機関の使用するコンピュータの技術的基準が示されています。

第1項下線部（通知・報告を行う方法）は、次のように読み替えることができます。

第1条 指定確認検査機関が、様式以外の添付書類（建築計画概要書等）をイメージスキャナ等を用いてファイルに記録するときは、特定行政庁は、当該添付書類の記載事項と相違ない旨の記録を求めることができる。

すなわち、特定行政庁は、建築計画概要書等のイメージデータを受信する際、原本と相違ない旨の記録の送信を求めることができるものとされています。

共用データベースでは、これに対応した機能は特に用意していませんので、特定行政庁は必要に応じ、原本と相違ない旨を記した書面を添付ファイルとして送信するよう求めることが考えられます。

第2項下線部（コンピュータの技術的基準）について、第一号では、「行政機関等の使用に係る電子計算機」が共用データベースの総合管理センターにおけるサーバ機に該当します。ここから「入手したソフトウェア」は、通知・報告配信システムが該当します。

「行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式」は、通知・報告配信システムの提供するフォーマットまたはインターフェースが該当します。

以上を踏まえ、共用データベースの利用を前提として第2項下線部（指定確認検査機関の使用するコンピュータの技術的基準）を読み替えると次のようになります。

一 通知・報告配信システムを用いて、同システムの提供するフォーマットまたはインターフェースに入力できる機能を有すること。

二 共用データベースの総合管理センターにおけるサーバ機と通信できること。

（説明文責 ICBA）

別紙2

○共用データベース利用契約（抄）

第2条

6 乙（注：ICBA）がユーザーID及びパスワードを指定確認検査機関にあてて発行したときは、特定行政庁は、それらを行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（省令を含む。以下「行政手続オンライン化法」という。）に基づき、乙が特定行政庁の委任を受けて発行した識別番号及び暗証番号として取り扱う。

（署名を省略する措置）

第3条 指定確認検査機関が特定行政庁に送付する文書であって、建築基準法（省令を含む）により署名を要求されている文書については、次の方法により、データベースシステムを介して送付することができる。

- ① 指定確認検査機関は、データベースシステムを利用する際、第2条第6項記載のユーザーID及びパスワードを入力し、文書を送付する。
- ② 特定行政庁は、①によるユーザーID及びパスワードの入力を、行政手続オンライン化法に基づく署名に代わる措置として取り扱う。

【説明】

共用データベースを利用する特定行政庁及び指定確認検査機関は、原則として上記条項を記載した共用データベース利用契約をICBAと締結しています。

この条項は、指定確認検査機関による通知・報告配信システムの利用において入力する識別番号及び暗証番号について、その発行行為の委任をICBAが受けたものとして対応し、個々の特定行政庁から指定確認検査機関への発行行為を不要とするものです。

これは、主務省令第七条による、識別番号及び暗証番号の入力方法の指定を補強する位置づけとなっています。

（説明文責 ICBA）

別紙3

○さいたま市市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（抄）

（趣旨）

第1条 市長の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次項に定めるものを除き、さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号。以下「条例」という。）の例による。

（中略）

（手続等の告示）

第3条 市長は、市長若しくはこれに置かれる機関又はこれらに置かれる機関の職員であつて法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められた職員（以下「市長等」という。）がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等及び処分通知等について、あらかじめ当該申請等又は処分通知等の名称並びに根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示するものとする。

○さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。

(8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

【説明】

規則第1条では、指定確認検査機関から特定行政庁に対する確認審査に係る通知・報告のオンライン化もこの規則の対象となることが示されています。

規則第3条では、「申請等及び処分通知等」について、所定の事項を告示するものとされています。

指定確認検査機関から特定行政庁に対する確認審査に係る通知・報告は、条例第2条によると「申請等」に該当するため、告示が必要と判断されます。

具体的な告示の方法は次ページに記載します。

○さいたま市建築基準法施行細則（抄）

（電子情報処理組織による報告等）

- 第 27 条 市長は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条の規定に基づき、法第 6 条の 2 第 10 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第 7 条の 2 第 6 項（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第 7 条の 4 第 6 項（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告を電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と指定確認検査機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 3 項において同じ。）を使用して行わせることができる。
- 2 前項の規定は、建築主事が法第 7 条の 2 第 3 項（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第 7 条の 4 第 2 項（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知を受ける場合について準用する。
- 3 第 1 項に規定する報告又は前項に規定する通知が電子情報処理組織を使用して行われたときは、当該報告又は通知が書面により行われたものとみなす。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 49 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

オンラインによる通知・報告の扱いを細則第 27 条として追加することにより、規則第 3 条における「告示」に対応したものです。

なお、細則第 27 条の根拠である「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条」は、オンラインによる通知・報告を、法令の規定による書面で行ったものとみなすこと（第 1 項、第 2 項）、書面における署名については主務省令で定める代替え措置を講ずることができること（同第 4 項）を規定したものです。

（説明文責 I C B A）

平成25年8月30日

平成 25 年度通知・報告配信システム実態調査 報告書

調査対象機関	(送信側) 公益社団法人高知県建設技術公社	(受信側) 高知県土木部建築指導課
区分	知事指定	都道府県
日時	平成25年8月20日(火)10:00～	平成25年8月20日(火)13:30～
出席者	(公社)佃建築住宅課長、坂井参事、森本さま、山崎さま (ICBA)久保、荘野	(高知県)松田チーフ (ICBA)久保、荘野

【総括】

公社は、従前紙とデータの両方を送付していたが、データを送った場合は紙送付を省略することを県に要請し、数年かかって一部紙送付省略という現在の形となっている。
県ではデータ受信によって入力業務が低減される一方、下記運用となっている点が特色と思われる。
なお、下記運用がデータ受信開始に伴うものかどうかは、(数年前のことであり)不明である。

- (1) 確認審査報告書及び添付書類(建築計画概要書を含む)は、すべて紙とデータの2とおりで保存
 - ・紙のみ届いたものはスキャンしてPDF化
 - ・データのみ届いたものは印刷して紙保存
- (2) 建築計画概要書の原本(申請者から提出を受けた紙)はすべて公社で保存
 - ・県では、概要書1・2面は送信データを印刷し、概要書閲覧に対応(3面は紙の写しが届く)
- (3) 建築計画概要書閲覧は原則としてシステムによる対応、大量閲覧は段ボール対応
 - ・物件を特定しての閲覧請求は、台帳システムにより概要書を印刷して請求者に提示
 - ・大量閲覧請求(月別)には、概要書を保存した箱(月別)ごと提示

【調査内容詳細】

1. 基本情報

項目	送信側（公社）	受信側（県）
建築確認件数 （年間）	約 1,300 件（高知県 600 件、高知市 700 件）	437 件（平成 23 年度、県での建築物確認のみ）
利用システム	共用 DB（台帳・帳簿登録閲覧システム）	共用 DB（台帳・帳簿登録閲覧システム）
通知報告相手先	高知県、高知市	・（公社）高知県建設技術公社 ・日本 ERI（株） 以上 2 社がほとんどを占める。
データ送受信相手先	高知県、高知市	（公社）高知県建設技術公社

2. 運用方法

①確認

分類	送付物	送信側（公社）	受信側（県）	
確認	共通	確認審査報告書 （16 号様式）	紙（押印） データ ※紙は 3 年保存後廃棄	
		確認審査チェックリスト （告示 835 号 確認審査等に関する指針）	紙	
		構造計算適合性判定結果通知書 （法第 6 条の 2 第 5 項）	対象物件なし	
	建築物	建築計画概要書 1・2 面 （3 号様式）	データ	データ 印刷もして保存
		建築計画概要書 3 面 （3 号様式）	紙（写し）	紙（写し） スキャンして PDF も保存
		確認申請書 4・5 面 （2 号様式）	データ	データ
	設備	確認申請書（昇降機）2 面 同（昇降機以外の建築 設備）2 面 （8 号様式）	データ ※2～3 件/年 （昇降機）	データ 印刷もして保存
		工 1	確認申請書（工作物）2 面 （8 号・10 号様式）	対象物件なし
	工 2	築造計画概要書 （12 号様式）	対象物件なし	対象物件なし
	その他	建築工事届 （40 号様式）	紙	紙
		浄化槽設置届 （浄化槽法第 5 条、省令第 3 条、1 号様式）	※保健所へ直接提出	※保健所へ直接提出
		備考	道路調査カード（2 項道路関連） は、紙（写し） ※高知市のみ	
	検査	中間	中間検査報告書 （32 号様式）	紙（押印）
中間検査申請書 2・3 面 （26 号様式）			データ	データ
中間検査申請書 4 面 （26 号様式）			紙（写し）	紙（写し）
中間検査チェックリスト （告示 835 号 確認審査等に関する指針）			紙	紙
中間検査引受通知書 （30 号様式）			紙 ※送信登録は実施	紙
完了検査報告書 （25 号様式）			紙（押印）	紙（押印）
完了		完了検査申請書 2・3 面 （19 号様式）	データ	データ
		完了検査申請書 4 面 （19 号様式）	紙（写し）	紙（写し）
		完了検査チェックリスト （告示 835 号 確認審査等に関する指針）	紙	紙
		完了検査引受通知書 （23 号様式）	紙 ※送信登録は実施	紙

3. 運用状況

項目	送信側（公社）	受信側（県）
送信・送付頻度 受理頻度	(データ)毎日 (紙)データ配信日別に封筒を作り毎日送付	紙が届いた時点で受理 (ほぼ毎日) ※報告受付のための内部決裁 なし
送付方法	(紙)県庁と市役所を回る定期便にて持参	
1日あたりの 処理件数 (確・中・完)	20件前後	10件前後 審査担当がシステムで受理したのち、事務補助の臨時職員(1名)がデータ印刷、ファイリング
曜日による傾向	月、金:多め 水:少ない	
月内の傾向	顕著な傾向はなし	
年間の傾向	盆前、正月前など長期休暇の前が集中する	
図書保存 の方法	概要書原本は全て公社で保管 スキャナで図面等のデータ化は行っていない	データのみのは印刷をする。 ①確認審査報告書(16号様式)のみをファイリング *3年保存 ②概要書、チェックリスト、申請書を綴じて段ボール箱で保管(データのみのは印刷する)
概要書の閲覧	特定行政庁で実施	閲覧請求の度にシステムから印刷している *業者等の大量閲覧の場合は、箱(月別)ごと
閲覧請求の頻度		2~3件/月
データ配信にあたっての協定等	なし	なし
確認申請書 4・5面 建築主等変更届の扱い	全て入力している 次の申請時に変更後の建築主を記載し、備考欄にその旨記載することによる。届は特に受け付けていない。	全て入力している
申プロ申請	(方法)FD、USB、CD で受付 (割引)2,000円 (割合)全申請の50%が申プロ そのうち旧申プロが半数以上 (申プロ特別提供)利用したい	
過去のデータについて 要望	①確認審査報告書 添付資料(取込データ)欄において、 □建築計画概要書(第三面を除く) □申請書の第四面・第五面 いずれもデフォルトをチェック済としてほしい。 【理由】チェックを忘れて送信すると、確認審査報告書を入力し直しとなるため。 ②配信報告で入力不足等による送信エラーが発生した際、どの項目に原因があるのかわかるようにしてほしい。 例)監理者未定の報告書において、「氏名に「未定」と入力した場合は住所にも「未定」と入力しないとエラーになる」など	平成12年以前はマイクロフィルムでの保管 結果表示で100件以上も表示できるよう 様式に郵便番号欄を設けるように働きかける等、郵便番号を活用する方法はないのか

4. 運用開始からの経緯ほか

年月日	内容
平成12年10月	指定確認検査機関業務 開始
平成18年 5月	建築確認支援システム(ほくと)利用開始
平成23年 8月	共用DB利用開始
平成24年 4月	建築計画概要書 1・2面、確認申請書 4・5面をデータ送信のみとする

※平成23年度は、データの他に紙も合わせて送っていたが、県・市との交渉を行い、現在の形とした。紙送付の省略に際して、実証実験等は特に行っていない。

5. 備考

一部の住宅メーカーは自社システムで独自の確認申請書作成プログラムを持っている模様。このプログラムでの申請も帳簿Sで読み込めるようになると非常に助かるとのこと。

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成25年9月1日現在

■利用形態①					利用対象システム					
特定行政庁 242 (54%) 指定確認検査機関 4 (3%)					・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む） ＊印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関					
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分	
1	北海道	北海道	22	都道府県	51	栃木県	佐野市	25	4条2項	
2		函館市	22	4条1項	52		鹿沼市	23	4条2項	
3		旭川市	23	4条1項	53		小山市	22	4条2項	
4		室蘭市	22	4条2項	54		那須塩原市	23	4条2項	
5		釧路市	24	4条2項	55		日光市	25	4条2項	
6		帯広市	25	4条2項	56		大田原市 *	24	4条2項	
7		苫小牧市	22	4条2項	57		群馬県	群馬県	25	都道府県
8		東神楽町	23	限特	58			太田市	25	4条2項
9	青森県	青森県	24	都道府県	59	館林市		25	4条2項	
10		青森市	25	4条1項	60	渋川市		25	限特	
11		弘前市	23	4条2項	61	富岡市	23	限特		
12		八戸市	23	4条2項	62	安中市	24	限特		
13	岩手県	岩手県	22	都道府県	63	埼玉県	沼田市	25	限特	
14		盛岡市	23	4条1項	64		埼玉県	22	都道府県	
15		宮古市	25	限特	65		さいたま市	23	政令市	
16		花巻市	25	限特	66		川口市	22	4条1項	
17		北上市	22	限特	67		草加市	23	4条2項	
18		一関市	22	限特	68		熊谷市	24	4条2項	
19		釜石市	22	限特	69		飯能市	22	限特	
20		奥州市	25	限特	70		東松山市	23	限特	
21	宮城県	宮城県	23	都道府県	71	深谷市 *	24	限特		
22		仙台市	22	政令市	72	入間市	22	限特		
23		石巻市	25	4条2項	73	坂戸市	23	限特		
24		塩竈市	25	4条2項	74	日高市	23	限特		
25	秋田県	秋田市	23	4条1項	75	松伏町 *	22	限特		
26	山形県	山形県	22	都道府県	76	千葉県	千葉県	22	都道府県	
27		山形市	24	4条2項	77		千葉市	22	政令市	
28		米沢市	24	限特	78		松戸市	23	4条1項	
29		鶴岡市	25	限特	79		柏市	22	4条1項	
30		酒田市	22	限特	80		市原市	23	4条1項	
31		天童市	23	限特	81		八千代市	23	4条2項	
32	福島県	福島県	22	都道府県	82		木更津市	22	限特	
33		福島市	24	4条1項	83		野田市	23	限特	
34		郡山市	25	4条1項	84		茂原市	22	限特	
35		いわき市	23	4条1項	85		習志野市	22	限特	
36		会津若松市	22	限特	86		流山市	23	限特	
37		須賀川市	22	限特	87		我孫子市	25	4条2項	
38	茨城県	茨城県	22	都道府県	88		鎌ヶ谷市	23	限特	
39		水戸市	22	4条1項	89		君津市	23	限特	
40		日立市	22	4条2項	90	浦安市	24	4条2項		
41		土浦市	23	4条2項	91	四街道市	25	限特		
42		古河市	22	4条2項	92	印西市	25	限特		
43		北茨城市	22	4条2項	93	白井市	24	限特		
44		取手市	22	4条2項	94	東京都	港区	22	特別区	
45		つくば市	22	4条2項	95		江東区	25	特別区	
46	ひたちなか市	22	4条2項	96	中野区		24	特別区		
47	栃木県	栃木県	23	都道府県	97		葛飾区	25	特別区	
48		宇都宮市	24	4条1項	98	神奈川県	神奈川県	22	都道府県	
49		足利市	24	4条2項	99		横浜市	24	政令市	
50	栃木市	25	4条2項	100	川崎市		23	政令市		

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成25年9月1日現在

■利用形態①					利用対象システム				
特定行政庁 242 (54%) 指定確認検査機関 4 (3%)					・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む） ＊印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
101	神奈川県	横須賀市	23	4条1項	151	愛知県	一宮市	23	4条1項
102		藤沢市	24	4条1項	152		春日井市	25	4条1項
103		平塚市	23	4条1項	153		豊田市	23	4条1項
104		小田原市	22	4条2項	154		半田市	25	限特
105		茅ヶ崎市	22	4条2項	155		安城市	23	限特
106		秦野市	23	4条2項	156		西尾市	23	限特
107		厚木市	23	4条2項	157		江南市	25	限特
108		大和市	23	4条2項	158		東海市	24	限特
109	新潟県	新潟県	23	都道府県	159	三重県	三重県	23	都道府県
110		新潟市	22	政令市	160		四日市市	24	4条1項
111		長岡市	25	4条1項	161		津市	22	4条1項
112		柏崎市	22	4条2項	162		松阪市	24	4条2項
113		新発田市	22	4条2項	163		桑名市	23	4条2項
114		上越市	23	4条2項	164		鈴鹿市	23	4条2項
115	富山県	富山県	23	都道府県	165	滋賀県	名張市	22	限特
116		富山市	23	4条1項	166		滋賀県	23	都道府県
117	一般財団法人富山県建築住宅センター	23	知事指定	167	大津市		22	4条1項	
118	石川県	石川県	23	都道府県	168		彦根市	23	4条2項
119		金沢市	23	4条1項	169		長浜市	24	4条2項
120		能美市	25	限特	170		近江八幡市	22	4条2項
121		野々市市	24	4条2項	171		草津市	23	4条2項
122	福井県	福井県	22	都道府県	172		守山市	22	4条2項
123		福井市	23	4条1項	173	東近江市	23	4条2項	
124	一般財団法人福井県建築住宅センター	23	知事指定	174	京都府	京都府	22	都道府県	
125	山梨県	山梨県	23	都道府県		175	特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	22	知事指定
126		甲府市	23	4条2項	176	大阪府	大阪府	22	都道府県
127	長野県	諏訪市	22	限特	177		大阪市	24	政令市
128	岐阜県	岐阜県	24	都道府県	178		堺市	23	政令市
129		岐阜市	25	4条1項	179		吹田市	22	4条1項
130		大垣市	23	4条2項	180		寝屋川市	23	4条2項
131		各務原市	24	4条2項	181		箕面市	23	4条2項
132		静岡県	静岡県	23	都道府県		182	羽曳野市	22
133	静岡市		23	政令市	183		門真市	22	4条2項
134	浜松市		23	政令市	184	奈良県	奈良県	23	都道府県
135	沼津市		23	4条2項	185		奈良市	22	4条1項
136	富士宮市		22	4条2項	186		橿原市	24	4条2項
137	富士市		23	4条2項	187	和歌山県	和歌山市	23	4条1項
138	焼津市		23	4条2項	188		鳥取県	鳥取県	22
139	三島市		22	限特	189	鳥取市		24	4条2項
140	磐田市		23	限特	190	米子市		24	4条2項
141	伊東市		22	限特	191	倉吉市		23	4条2項
142	島田市	23	限特	192	島根県	島根県	22	都道府県	
143	掛川市	23	限特	193		松江市	24	4条2項	
144	藤枝市	23	限特	194		出雲市	22	4条2項	
145	御殿場市	23	限特	195		浜田市	22	限特	
146	袋井市 *	23	限特 *	196		益田市	23	限特	
147	裾野市	25	限特	197		大田市	22	限特	
148	湖西市	23	限特	198		安来市	22	限特	
149	愛知県	豊橋市	25	4条1項		199	江津市	25	限特
150		岡崎市	23	4条1項	200	雲南市	25	限特	

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成25年9月1日現在

■利用形態①					利用対象システム				
特定行政庁 242 (54%) 指定確認検査機関 4 (3%)					・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む） ＊印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
201	岡山県	岡山県	22	都道府県					
202		倉敷市	25	4条1項					
203		津山市	22	4条2項					
204		総社市	22	4条2項					
205		笠岡市	22	4条2項					
206	広島県	広島県	22	都道府県					
207		広島市	24	政令市					
208		福山市	23	4条1項					
209		呉市	22	4条2項					
210		東広島市	23	4条2項					
211		廿日市市	23	4条2項					
212		三次市	22	限特					
213	山口県	山口県	22	都道府県					
214		宇部市	23	4条2項					
215		山口市	22	4条2項					
216		周南市	23	4条2項					
217		萩市	22	4条2項					
218		防府市	22	4条2項					
219		岩国市	22	限特					
220		長門市	22	限特					
221	愛媛県	愛媛県	22	都道府県					
222		松山市	22	4条1項					
223		今治市	22	4条2項					
224		新居浜市	24	4条2項					
225		宇和島市	22	限特					
226		西条市	22	4条2項					
227	高知県	高知県	23	都道府県					
228		高知市	23	4条1項					
229		公益社団法人高知県建設技術公社	23	知事指定					
230	福岡県	大牟田市	23	4条2項					
231	佐賀県	佐賀県	22	都道府県					
232		佐賀市	22	4条2項					
233	長崎県	長崎県	22	都道府県					
234		長崎市	23	4条1項					
235		佐世保市	22	4条1項					
236		島原市	22	限特					
237		大村市	25	限特					
238	大分県	佐伯市	25	4条2項					
239	宮崎県	宮崎県	24	都道府県					
240		宮崎市	24	4条1項					
241		日向市	23	4条2項					
242	鹿児島県	鹿児島県	22	都道府県					
243		霧島市	22	限特					
244	沖縄県	沖縄県	24	都道府県					
245		那覇市	22	4条1項					
246		沖縄市	25	4条2項					

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成25年9月1日現在

■利用形態②

特定行政庁 69 (15%)
指定確認検査機関 40 (31%)

利用対象システム

- ・通知・報告配信システム
 - ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会）
 - ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む）
- *印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関

No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分	
1	北海道	北見市	25	4条2項	51	神奈川県	株式会社東日本住宅評価センター	24	大臣指定	
2		江別市	23	4条2項	52		ビューローベリタスジャパン株式会社	23	大臣指定	
3		上富良野町 *	25	限特	53		富士建築センター株式会社	22	大臣指定	
4	宮城県	大崎市	24	4条2項	54		株式会社湘南建築センター	24	知事指定	
5	秋田県	横手市	25	4条2項	55		S G S ジャパン株式会社	22	大臣指定	
6	栃木県	公益財団法人とちぎ建設技術センター	25	知事指定	56	新潟県	三条市	22	4条2項	
7	群馬県	伊勢崎市	25	4条2項	57	石川県	加賀市	25	限特	
8	埼玉県	新座市	25	4条2項	58		一般財団法人石川県建築住宅センター *	25	知事指定	
9		行田市 *	25	限特	59	長野県	上田市	25	4条2項	
10		戸田市	25	限特	60		岡谷市	23	限特	
11		志木市	22	限特	61	静岡県	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	23	知事指定	
12		富士見市	22	限特	62	愛知県	株式会社確認サービス	24	大臣指定	
13		ふじみ野市	22	限特	63		一般財団法人愛知県建築住宅センター	24	知事指定	
14		千葉県	船橋市	22	4条1項	64	三重県	伊賀市	25	限特
15	東京都	佐倉市	24	4条2項	65	滋賀県	株式会社確認検査機構アネックス	23	地整指定	
16		八王子市	24	4条1項	66		一般財団法人滋賀県建築住宅センター	24	知事指定	
17		町田市	25	4条1項	67	京都府	京都市	23	政令市	
18		立川市	25	4条2項	68		株式会社I-P E C	23	地整指定	
19		三鷹市	24	4条2項	69	大阪府	豊中市	22	4条1項	
20		府中市	25	4条2項	70			高槻市	25	4条1項
21		国分寺市	25	4条2項	71			茨木市	25	4条1項
22		千代田区	24	特別区	72			八尾市	23	4条1項
23		中央区	23	特別区	73			東大阪市	22	4条1項
24		新宿区	24	特別区	74			岸和田市	23	4条2項
25		品川区	24	特別区	75			守口市	24	4条2項
26		世田谷区	22	特別区	76			和泉市	25	4条2項
27		渋谷区	23	特別区	77			一般財団法人日本建築総合試験所	23	大臣指定
28		杉並区	24	特別区	78			株式会社西日本住宅評価センター	23	大臣指定
29		北区	24	特別区	79			株式会社日本確認検査センター	24	地整指定
30		荒川区	22	特別区	80			株式会社近畿建築確認検査機構	24	地整指定
31		板橋区	23	特別区	81			株式会社総合確認検査機構	24	地整指定
32		練馬区	25	特別区	82			一般財団法人大阪建築防災センター	24	知事指定
33		足立区	22	特別区	83	兵庫県	兵庫県	22	都道府県	
34		一般財団法人日本建築センター	23	大臣指定	84		姫路市	25	4条1項	
35		日本E R I 株式会社	23	大臣指定	85		明石市	25	4条1項	
36		一般財団法人住宅金融普及協会	25	大臣指定	86	広島県	三原市	22	4条2項	
37		ハウスプラス確認検査株式会社	24	大臣指定	87		尾道市	24	4条2項	
38		株式会社住宅性能評価センター	23	大臣指定	88		株式会社ジェイ・イー・サポート	24	大臣指定	
39		株式会社都市居住評価センター	23	大臣指定	89		ハウスプラス中国住宅保証株式会社	24	地整指定	
40		一般財団法人ベターリビング	22	大臣指定	90	山口県	下関市	24	4条1項	
41		日本建築検査協会株式会社	23	大臣指定	91	徳島県	徳島県	22	都道府県	
42		S B I アーキオリティ株式会社	23	大臣指定	92		株式会社とくしま建築住宅センター	24	知事指定	
43		株式会社グッド・アイズ建築検査機構	24	大臣指定	93	香川県	高松市 *	25	4条1項	
44		ユーディーアイ確認検査株式会社	24	地整指定	94	福岡県	福岡県	23	都道府県	
45	株式会社東京建築検査機構	23	地整指定	95			北九州市	22	政令市	
46	株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構	24	地整指定	96			福岡市	24	政令市	
47	一般社団法人日本住宅性能評価機構	24	地整指定	97			一般財団法人福岡県建築住宅センター	24	知事指定	
48	株式会社J建築検査センター	24	地整指定	98	熊本県		熊本県	23	都道府県	
49	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	25	知事指定	99		八代市	25	4条2項		
50	神奈川県	相模原市	25	政令市	100		天草市	24	4条2項	

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成25年9月1日現在

■建築士名簿 簡易検索システム 特定行政庁 49 (11%) 指定確認検査機関 57 (45%)										
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分	
1	北海道	札幌市	24	政令市	51	東京都	イーハウス建築センター株式会社	24	地整指定	
2		稚内市	24	限特	52		株式会社高良GUT	24	地整指定	
3		名寄市	24	限特	53		日本建物評価機構株式会社	24	地整指定	
4		石狩市	24	限特	54		株式会社都市建築確認センター	25	地整指定	
5		当別町	24	限特	55	神奈川県	鎌倉市	24	4条2項	
6		白老町	24	限特	56		株式会社神奈川建築確認検査機関	24	地整指定	
7		一般財団法人北海道建築指導センター	24	知事指定	57		一般財団法人神奈川建築安全協会	24	知事指定	
8		株式会社札幌工業検査	24	知事指定	58	新潟県	一般財団法人にいがた住宅センター	24	知事指定	
9	青森県	株式会社建築住宅センター	24	知事指定	59	富山県	高岡市	25	4条2項	
10		有限会社アーバン建築確認検査機関	24	知事指定	60	石川県	小松市	24	4条2項	
11	宮城県	株式会社東北建築センター	24	知事指定	61		白山市	24	4条2項	
12		一般財団法人宮城県建築住宅センター	24	知事指定	62	山梨県	公益社団法人山梨県建設技術センター	24	知事指定	
13		株式会社仙台都市整備センター	24	知事指定	63	長野県	塩尻市	24	限特	
14	秋田県	大仙市	24	限特	64	岐阜県	株式会社ぎふ建築住宅センター	24	地整指定	
15		公益財団法人秋田市総合振興公社	24	知事指定	65		有限会社みの建築確認検査センター	24	知事指定	
16	福島県	一般財団法人ふくしま建築住宅センター	24	知事指定	66	愛知県	名古屋市	24	政令市	
17	茨城県	高萩市	24	4条2項	67		刈谷市	24	限特	
18		株式会社EMI確認検査機構	24	地整指定	68		株式会社CI東海	24	地整指定	
19		一般財団法人茨城県建築センター	24	知事指定	69		株式会社愛知建築センター	24	知事指定	
20		株式会社安心確認検査機構	24	知事指定	70		株式会社確認検査愛知	24	知事指定	
21	群馬県	前橋市	24	4条1項	71		三重県	公益財団法人三重県建設技術センター	24	知事指定
22		高崎市	24	4条1項	72	株式会社トータル建築確認評価センター		24	知事指定	
23		桐生市	24	4条2項	73	京都府	株式会社京都確認検査機構	24	地整指定	
24	埼玉県	川越市	24	4条1項	74	大阪府	枚方市	24	4条1項	
25		所沢市	25	4条1項	75		池田市	24	4条2項	
26		春日部市	24	4条2項	76		建築検査機構株式会社	24	地整指定	
27		上尾市	24	4条2項	77		株式会社オーネックス	24	地整指定	
28		秩父市	24	限特	78		株式会社技研	24	地整指定	
29		加須市	24	限特	79		株式会社確認検査機構トラス	25	大臣指定	
30		本庄市	24	限特	80		関西住宅品質保証株式会社	24	地整指定	
31		鴻巣市	24	限特	81		アール・イー・ジャパン株式会社	24	地整指定	
32		和光市	24	限特	82		兵庫県	神戸市	24	政令市
33		久喜市	24	限特	83			加古川市	24	4条1項
34		北本市	24	限特	84			高砂市	24	4条2項
35		三郷市	24	限特	85			株式会社近畿確認検査センター	24	地整指定
36		杉戸町	24	限特	86			株式会社ジェイネット	24	地整指定
37		一般財団法人さいたま住宅検査センター	24	地整指定	87			株式会社阪確サポート	25	地整指定
38	千葉県	市川市	24	4条1項	88	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター		24	知事指定	
39		株式会社ガイア	24	地整指定	89	株式会社兵庫確認検査機構		24	知事指定	
40		日本確認センター株式会社	24	地整指定	90	奈良県	株式会社確認検査機構プラン21	24	地整指定	
41	株式会社千葉県建築住宅センター	24	知事指定	91	一般財団法人なら建築住宅センター		24	知事指定		
42	東京都	武蔵野市	24	4条2項	92	島根県	一般財団法人島根県建築住宅センター	24	知事指定	
43		調布市	24	4条2項	93	岡山県	新見市	24	4条2項	
44		日野市	24	4条2項	94		岡山県建築住宅センター株式会社	24	知事指定	
45		文京区	24	特別区	95	広島県	有限会社広島県東部建築確認センター	24	地整指定	
46		台東区	24	特別区	96	福岡県	久留米市	24	4条1項	
47		大田区	24	特別区	97		九州住宅保証株式会社	24	地整指定	
48		江戸川区	24	特別区	98	佐賀県	公益財団法人佐賀県建設技術支援機構	24	知事指定	
49		一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	24	大臣指定	99	長崎県	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター	24	知事指定	
50		アウェイ建築評価ネット株式会社	24	大臣指定	100	熊本県	熊本市	24	政令市	

